
令和6年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第3日)

令和6年3月13日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和6年3月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 興梠 貴
----------	---------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 有藤 寿満
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史

農地整備課長 …………… 江藤 武憲 建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 伊藤 徳子 病院事務長 …………… 綾 浩樹
保健福祉総合センター所長 …………… 興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 湯川 哲
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、おはようございます。御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、一般質問を行います。

なお、質疑をされる方は、町長の最初の答弁以降については、質問の内容に応じ、答弁者を指名して質疑願います。

最初に、工藤博志議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（11番 工藤 博志議員） それでは、トップバッターで質問をさせていただきます。先に通告いたしました2件について、町長に伺います。

1件目、有害鳥獣の捕獲後の処理についてであります。

農林産物の被害、生態への被害、住民生活への被害など、野生動物と人との関わりは深刻化しています。

農林産物被害防止策として、電柵、ネット、金網など対策は講じられています。中でも、捕獲強化策は実質被害の縮小につながっており、効果的な対策と考えております。

捕獲には、わな、鉄砲を活用し、捕獲者には報償金制度があります。国立環境研究所の書籍には、環境保全の観点から、一般廃棄物や産業廃棄物として市町村が適正に処理する責任を有すると記してあります。

一方、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は自然環境に配慮し、土中に埋設することも可能であると記してあります。

埋設の場合、土地所有者からの苦情や野生動物による残渣の掘り返しなど課題も多くあるよう

です。

農産物への被害防止や安心・安全な住民生活の保障には、捕獲作業が必要不可欠でもあります。以上の前段を踏まえ、捕獲者や狩猟者の捕獲後の処理対策について伺います。

1、過去5年間の捕獲頭数は。

2、過去5年間の報償金総額は。

3、これまで捕獲者や狩猟者に捕獲後の処理についてどのように指導、助言されてきたか。

4、一般廃棄物や産業廃棄物として処理する責任が行政にもあるということですが、ペット類と同様に西臼杵衛生センターに持ち込めるのか。

5、行政が埋設の場合、埋設場所の確保はできているか。

6、捕獲者や狩猟者が埋設する場合は、その確認はできているか。

7、捕獲された動物の食用率を伺います。

8、食用率をアップさせることで、捕獲者や狩猟者にも捕獲意欲が湧き、農林業生産者は被害の縮小、住民は安心・安全な生活が確保できるとなれば、一石三鳥の効果があります。ぜひ、推進してはとありますが、伺います。

9、西臼杵広域行政事務組合では、し尿処理施設、ごみ処理施設の移転新築が急務と聞いておりますが、有害鳥獣の焼却施設の検討の考えを伺います。

10、残渣を細かく砕いて、飼料・肥料化の考えはないかを伺います。

次に、大地震に備えた対策についてであります。

阪神淡路大震災が1995年（平成7）年1月17日に発生しております。東日本大震災、2011年（平成23年）3月11日に発生しております。熊本地震、2016年（平成28年）4月14日に発生しています。能登半島地震、2024年（令和6年）1月1日に発生しております。

以上が、これまで過去約30年間の大地震の発生状況であります。

今後30年以内に発生する確率は70から80%と言われている南海トラフ大規模地震に備え、公共施設などの耐震化強化はされてきています。

一方、新築や改修住宅においては、耐震強化策の基準が設けられているため、安全基準をクリアしていると考えます。

築30年以上を経過した個人住宅などは、旧耐震基準のままだと考えます。今回の能登半島地震でも古い家屋ほど倒壊しています。何らかの補強や耐震強化策を講じていれば、災害を最小限にとどめ、助かる命もあったのではないかと考えます。

本町においては、避難場所、避難訓練、危機管理対策など万全だろうと考えますが、高齢化社会の現状を見ると、昼夜を問わず自宅にいる時間が一番長いわけですから、いつも住み慣れて

いる住宅に一部屋、安心・安全な場所を確保できる対策をしてはと考えます。

以上のことから、次の質問をいたします。

1、個人住宅で地区30年経過し、何らかの耐震対策が必要な家屋を把握していますか。

2、増改築の支援と別に、耐震強化のため、一部屋に柱や筋交いを増やすだけの支援策はできないか。

3、過去のデータで、死亡者の9割が即死状態であります。そのうち、死因のほとんどが家屋の倒壊や家屋類の転倒による圧死、火災や精神的なショック死という順であります。避難所の確保・充実より、各家庭住宅の対策支援を急ぐ必要があると考えます。町長の大局的な考えをお聞かせください。

4、森林環境譲与税は、森林面積を重視した配分になると聞いています。町有林の除間伐事業を推進し、その益金を活用して柱材の支給や支援策を考えてはどうか伺います。

5、南海トラフ大規模地震に対する町長の危機管理意識を尋ねます。

6、観光誘致で外貨を稼ぐことも大事ですが、今、この町で生活している住民の幸福感が一番だろうと思います。地元住民に満足感と魅力感があれば、自然と移住・定住も促進されますし、ほかの自治体の見本にもなると考えます。

繰返しになりますが、耐震強化対策をなされていない住宅に対する支援事業化の考えを伺います。対策支援希望調査などを実施してはどうかを伺います。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

有害鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらす一因ともなっております。

また、野生鳥獣の個体数が年々増加するとともに、分布域が年々広がるため、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止策等の整備など、総合的な対策を講じているところであります。

有害鳥獣捕獲につきましては、各地区に鉄砲、わなの8班と、野猿特別捕獲班で構成します130名の方々に、有害鳥獣捕獲許可に基づき、捕獲活動をお願いしております。

初めに、1件目の有害鳥獣の捕獲後の処理についての御質問のうち、1番目の過去5年間の捕獲頭数についてであります。平成30年度から令和4年度の5年間でイノシシと鹿、その他の鳥獣を含め1万6,253頭の捕獲実績となっております。

次に、2番目の過去5年間の報償金総額についてであります。5年間で1億5,127万9,000円となっております。

次に、3番目の「これまで捕獲者や狩猟者に捕獲後の処理についてどのように指導、助言され

てきたか」についてであります。鳥獣の保護及び管理、並びに狩猟の適正化に関する法律第18条において、原則捕獲した場所に放置してはならないとされておりますので、捕獲員や狩猟者へ送付する許可書において、適切な処理を行い解体を行う場合にも周辺住民の理解を得た上で不法投棄等の疑念を抱かれないよう注意することと周知を図っております。

次に、4番目の「一般廃棄物や産業廃棄物として処理する責任が行政にもあるということですが、ペット類と同様に西臼杵衛生センターに持ち込むことができるのか」についてであります。まず、捕獲した有害鳥獣は、一般廃棄物に分類されますので、処理や処分の責任は市町村にあります。

現状では、ごみカレンダーに記載された一般廃棄物の回収日、または排出者の直接持ち込みにより、西臼杵衛生センターへ集積され、品目ごとに分類し、処分場へ搬出しております。

この捕獲した有害鳥獣等の死骸は燃やすごみに分類されますので、西臼杵衛生センターへ持ち込まれた場合、焼却処理先は延岡市クリーンセンターになりますので、センターへ有害鳥獣の持ち込みについて確認したところ、小型の個体——ウサギやタヌキ、ムジナなど——に限り、昨年は20匹ほど受け入れたとのことでしたが、鹿やイノシシのような大型の個体となると、焼却炉内での燃え残りを防ぐための裁断作業や燃焼温度を保つための燃料費の増加が見込まれるため、高千穂町が捕獲した有害鳥獣の受け入れについては、現状では難しいとのことでありました。

このように、捕獲した有害鳥獣等の死骸を一般廃棄物として処理するためには、幾つかの課題を解決する必要がありますので、まずは近隣自治体の現状を調査し、西臼杵3町と広域行政事務組合、延岡市クリーンセンター、関係自治体と協議を行い、解決方法や増加する費用、関係自治体の同意など、研究してまいりますので、今後の検討事項とさせていただきたいと存じます。

次に、5番目の「行政が埋設の場合、埋設場所の確保はできているか」についてであります。町として、特に埋設箇所の確保は行っておりません。

次に、6番目の「捕獲者、狩猟者が埋設する場合、その確保はできているか」についてであります。捕獲者、狩猟者へは適切な処理を行うよう周知を図っておりますが、個別に確認はできておりません。

これまでには、そのまま放置されていたケースも稀にあり、捕獲者、狩猟者に指導及び処理依頼を行った事例もございます。

次に、7番目の「捕獲された動物の食用率を伺います」についてであります。町として、捕獲された鳥獣の食用率は把握できておりません。個人消費や知り合いへの提供などあるため、正確な数字としての把握は難しい状況であります。道の駅やがまだせ市場での直売やふるさと納税の返礼品として取り扱われたジビエの令和5年度分としての販売実績は258件商品数643件となっております。

次に、8番目の「食用率をアップさせることで、捕獲者や狩猟者にも捕獲意欲が湧き農林業生産者は被害の縮小、住民は安全・安心な生活が確保できるとなれば一石三鳥の効果があります。ぜひ推進しては」についてであります。鳥獣被害対策等のために捕獲した鳥獣を地域資源として捉え、ジビエとして有効活用し、中山間地域の活性化につなげる取組が県内でも行われております。

一方、ジビエは一般的になじみが薄く、ジビエの利活用拡大を進める上で課題となっております。

このため、ジビエの利活用推進に当たっては、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用の推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組む必要があると考えております。

次に、9番目の「西臼杵広域行政事務組合では、し尿処理施設、ごみ処理施設の移転新築が急務と聞いておりますが、有害鳥獣の焼却施設の検討の考え方」についてであります。有害鳥獣の焼却施設につきましては、県内ではそれに特化した焼却施設の事例はありませんが、農林水産省のホームページに、京都府福知山市における専用焼却炉による焼却処理の事例がございます。総事業費3億8,000万円、ランニングコスト、年間5,240万円、処理頭数、年間4,200頭、一時保管冷凍庫14台となっております。

高千穂町の鹿やイノシシの年間捕獲頭数が約3,300頭でありますので、先ほどの事例より、やや規模を縮小しても運用できると思われませんが、西臼杵広域行政事務組合で担うとなれば3町分となりますので、先ほどの事例より規模は倍近くが想定されます。

年間の計画処理頭数の設定にもよりますが、いずれにしても、多額の建設費用とその後の維持管理費などを考えますと、現時点での有害鳥獣の焼却施設につきましては難しいものと考えております。

今後、ごみ処理施設の運用の在り方や県を含む関係自治体の考え方、国の動向など、調査研究を行ってまいります。

次に、10番目の「残渣を細かく砕いて飼料・肥料化の考えはないか」についてであります。残渣を砕き、化学処理により飼料または肥料へ資源化するメリットとして考えられるものは、捕獲者による切断が不要、減容化が図れる、資源として活用できるなどが挙げられます。デメリットとしては、ニホンジカは飼料としての資源化ができない、鉛弾の除去が必要、処理コストが高いなどが挙げられます。

今後、どれほどのニーズがあるのか、採算ベースに乗るのかなどデータを収集し、研究してまいります。

今後とも、国や県の事業を活用しながら、鳥獣被害対策の3つの柱である、個体群管理、侵入

防止対策、生息環境管理の活動に取り組み、高千代町鳥獣被害防止計画に基づいた細やかな被害防止対策に努めてまいります。

次に、2件目の大地震に備えた対策についての御質問のうち、1番目の「個人住宅で築30年経過し、何らかの耐震対策が必要な家屋を把握しているか」についてであります。高千穂町耐震改修促進計画に、住宅土地統計調査等のデータを基に、国の耐震化率の推計方法に準じて算定した平成17年度末時点での推計値が記載されております。

それによりますと、耐震対策が必要な家屋の割合は27.88%と推計されております。しかし、それ以降の推計方法に変更があり人口1万5,000人以下の自治体では推計する方法がありませんが、高千穂町の世帯数から令和4年5月改定の宮崎県耐震改修促進計画の算定方法を基に推計したところ、令和4年度末時点での割合は、木造一戸建て78.85%、共同住宅等93.68%、合計では83.98%であり、16.02%が耐震対策が必要な家屋となり、県の目標である90%の耐震化率を本町で達成するには、約300戸の耐震改修が必要であると推計されております。

次に、2番目の「増改築の支援と別に耐震強化のため、1部屋に柱や筋交いを増やすだけの支援策はできないか」についてであります。住宅の一部を補強し、耐震性のあるシェルターとして改修することは可能ですが、部分的に補強を行っても、大規模地震の場合には瞬時に倒壊する恐れがあり、補強した部屋に逃げ込むことは極めて困難と思われれます。

仮に、難を逃れても、未改修部分の倒壊を防ぐことはできず、長時間にわたり取り残されることが想定され、避難路等に指定してある道路沿いでは、家屋の一部が倒壊し、瓦礫が救急活動等に支障をきたすことなどが想定されます。

また、様々な製品化された耐震シェルターの設置や一部補強工事には、国の補助メニューがなく、各都道府県が単独事業で補助しているところもありますが、宮崎県ではシェルター設置や一部の部屋の補強工事に係る約150万円から200万円の費用と、全体的にバランスよく補強する工事費用と大差がなく、所有者負担のメリットが少ないなどの理由から、補助事業を行っていないとのことであります。

このような理由から、本町では建物が持つ耐久力を指す数値「上部構造評点」が、倒壊しないとされる評点1.0以上のレベルまで引き上げる、バランスの取れた家屋全体の耐震補強工事を進めたいと考えております。

次に、3番目の「過去のデータで死亡者の9割が即死状態。そのうち、死因のほとんどが家屋の倒壊や家具類の転倒による圧死、火災や精神的なショック死という順であり、避難所の確保・充実より各家庭住宅の対策支援を急ぐ必要があると考えます。大局的な考え」について、及び6番目の「事業化の考えや対策支援希望調査などの実施」につきましては、住宅耐震化に対する

支援事業の創設についてと思われまますので、併せてお答えをいたします。

現在、国の社会資本整備総合交付金を活用した耐震診断や耐震設計と改修を行う耐震工事について、希望される方々には支援を行っておりますが、その内容などは町の広報紙やテレビ高千穂などで周知しているところであります。

先ほどの御質問でも申し上げましたが、この耐震工事後に確保されるべき安全性を示す上部構造評点1.0以上という一定の基準をクリアする必要があり、そのための工事費も多額となります。

今後、日向灘地震等に備え、ますます需要が高まることが予想される耐震工事ではありますが、町財政を考えますと、国の交付金を活用しながらの事業推進がベストではないかと考えております。

また、家屋の所有者に交付する補助金の一部には、町単独費での負担も必要となりますので、その財源について、議員が言われる町有林間伐の益金を使うことは一つの方法であると思われまます。

これまで、この国の補助事業創設以来9年間での実績は、耐震診断が14件、耐震工事が5件と少ない状況でありましたが、能登半島地震の発生や30年以内に起こると予想されている南海トラフ地震に備えるという町民の皆様も増えるのではないかと予想しております。

当面は、この補助事業を継続させていただくため、国へ耐震化事業に関する予算確保を要望してまいりたいと存じます。

能登半島地震後、耐震への関心が高まっており、宮崎県もテレビや新聞等で県内の耐震化率を令和7年度末までに90%まで引き上げるとの目標を示し、そのための耐震化緊急啓発事業の予算計上もしているとのことですので、今後、補助金や財源の確保などについて、宮崎県と情報を共有しながらしっかりと大規模地震に備えてまいりたいと存じます。

次に、4番目の「町有林の除間伐事業を推進し、その益金を発用して柱材の支給や支援策を考えてはどうか」についてであります。森林環境譲与税につきましては、令和6年度税制改革大綱の中で譲与基準の見直しが行われ、私有林人工林面積の譲与割合が50%から55%へ引き上げられております。

また、森林環境譲与税は、私有林の公的な管理をはじめとする森林整備の財源として創設されたものでありますが、公有林の整備に関しては、市町村の判断により譲与税を充当することは可能とされております。

伐期を迎えた森林がほとんどの町有林の整備は喫緊の課題でもありますので、手入れの行き届いていない私有林の整備や担い手の育成・確保などの取組も進めていながら、広く町民の皆様に理解をいただけるような譲与税の活用を図り、住宅等への支援策も検討してまいりたいと存じ

ます。

最後に、5番目の「南海トラフ大規模地震に対する町長の危機管理意識」についてであります。南海トラフ地震につきましては、政府の中央防災会議において、南海トラフ地震が発生した際の被害想定を行っております。

この被害想定によれば、静岡県から宮崎県にかけての一部で震度7の揺れとなる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域で震度6強から6弱の強い揺れになると想定され、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域で10メートルを超える大津波の襲来も想定されております。

令和4年1月22日の深夜に発生した日向灘地震につきましては、南海トラフ地震の想定震源域内であり、本町においても震度5強を観測いたしました。この地域でマグニチュード6.5以上の地震が発生したのは、1996年12月3日のマグニチュード6.7以来でありました。

宮崎県は、このいつ起こるか分からない巨大地震に対して、内閣府が発表しています南海トラフ巨大地震モデル検討会における考え方及び算定手法を踏襲し、宮崎県独自モデルの被害想定を行っております。

この県独自の被害想定によりますと、本町での最大震度は6弱が想定されております。人的被害につきましては、死者数及び要救助者数はごく僅かと想定していますが、帰宅困難者数は約460人と算出されており、熊本地震の際に発生した道路崩壊や落石などの経験を考えますと、これまでに経験のない災害対応や避難所運営等が求められることが想定されます。

この南海トラフ地震に対する備えにつきましては、住民の皆様への啓発、備蓄物資の整備・更新、及び観光客の方々への対応、関係機関との連携などが重要になると考えております。

まず、住民への啓発としましては、町内全世帯に配布している防災マップ内にて備蓄品や地震に対する啓発を行っておりますが、さらに、町広報紙4月号において備蓄品の啓発を予定しており、あわせてテレビ高千穂の文字放送など、年間を通して災害に対する啓発を行ってまいります。

備蓄物資の整備・更新につきましては、5か年サイクルの更新計画を基に、長期保存水や保存食、防災マットの数量増加を含め、適切に対応してまいります。

また、備蓄物資の整備・更新だけでなく、災害時における物資供給に関する協定を締結するため、現在、町内の大型店舗5社と協議を進めており、長期的な避難所生活にも安定した食料などの提供ができる体制を整えてまいります。

関係機関との連携につきましては、特に自主防災組織や消防団との日頃からの連携が重要と考えております。

自主防災組織につきましては、公民館長を中心に活動していただきますが、緊急時の連絡体制の整備、要配慮者や危険箇所の把握などの対応が必要と考えております。

また、災害対応時において、消防団との連携も必要不可欠であります。令和4年台風14号の際には、公民館避難所の運営、要配慮者の送迎、倒木等の撤去作業など、町内各地区で多大なるお力添えを頂いたところであります。

本町としましては、これらの取組をしっかりと行いながら、町民の皆様の生命を守ることを第一に考え、対応してまいります。

また、南海トラフ地震が発生した場合、延岡市や日向市、門川町などに対する後方支援も大切な役割と考えております。県や関係自治体、自衛隊などとの連携強化を図りながら、万全の備えを整えてまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、捕獲頭数であります。5年間でイノシシ、鹿など大型動物で1万6,200頭余りということであります。これは、実際には本町の住民の人口よりも多い数値というように、自然のままだと相当な数になっていただろうと思われま。

既に、地区によっては野生動物のほうが人口よりも多いのではないかとこの地区もあるようがあります。これ以上、増やさないためにも、また住民への被害、農作物の被害を縮小には、捕獲作業の方法以外には現状ではないのではないかとこのように私は思っておりますが、捕獲者や狩猟者130名の皆さん方には、これまでの御苦労に感謝とねぎらいの言葉を表したいと存じます。

また、執行部におかれましては、住民と連携しながら、この捕獲作業に尽力をしていただきたいと思っております。

次に、報償金総額であります。1億5,120万強であります。これにつきましては、以前から農家の農作物被害防止のため、あるいは住民の安心・安全、環境保全の目的であり、ただいま報償金ということ狩猟者、捕獲者には課税対象の金額となっておりますが、これを非課税にはできないものかということを何度か訴えてまいりましたが、いまだにまだ、方向性が見えてこない状況であります。これについて町長、農林振興課長の考えをお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

非課税にできるかというところについては、報償金というところで、収益に当たるというところで、税法上はなかなか難しいのかなというふうに、私は考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 捕獲に関しては、大変協力を頂いていて感謝をしているとこ

ろであります。

報償金等の非課税につきましては、先ほど町長が述べられたとおりだと思います。

また、報償費等の支出とそれから処理等については迅速にやってまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 報償金という言葉自体が課税対象になるということでもありますので、以前から県議や国会議員の先生方にも、報償金じゃなくて謝礼金というような名目でもいいのではないかとというような話はしたことがあるんですけども、なかなか改善できないということでもありますし、何とか頑張って捕獲、狩猟をされている方々が、以前は自分の趣味でやっておられた経緯もありますけれども、今は地域住民の安心・安全のための捕獲作業でありますので、そこらあたりを検討していただいて、やっぱり国・県にも、執行部のほうからも訴えていただきたいと思っております。

次に、焼却施設の建設であります。現時点では大型予算になることから厳しいというような答弁でありましたが、狩猟者・捕獲者が捕獲後の処理について、安心して処理できる体制づくりは今後、検討していくということですが、これについては、町民生活課課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（甲斐 利一課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

町長の答弁でありましたように、有害鳥獣の死骸等は、一般廃棄物ということで行政のほうでしなければいけないということでありまして、まず調べましたところ、京都府福知山市における専用焼却炉の処理施設の事例ということで、町長の答弁で説明しましたが、やはり事業費それとランニングコスト、そういったところがかかるということです。

今現在、西臼杵広域行政事務組合、西臼杵3町の一般廃棄物処理施設ということで、そういったところも鑑みますと、頭数等でやはり大きくなるということです。

そういったところを鑑みまして、やはり多額の建設費、そういった維持処理費などがかかるということで、これにつきましては、町と広域行政事務組合、あと環境省、農林水産省、それと県保健所、そういったところと協議をして対策、調査研究を行っていききたいということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 次に、ふるさと納税で取り扱う返礼品のイノシシ肉が、実績

では285件、商品数で643点という報告であります。まちづくり公社の報告では、高千穂牛に次いで2番目の実績というふうに聞いております。

ジビエとしての利活用拡大は、なじみが薄いので課題も多いということではありますが、県のデータでも食用率は僅か7%であります。

報道では、宮崎県がプロスポーツ合宿やアスリートの筋力づくりにジビエ料理を提供しているとありました。牛肉は、豚肉より鉄分とビタミンBが多く含まれ、鹿肉には、牛肉より脂肪が少なく、タンパク質と鉄分が多く含まれると言われております。

2027年に本県で開催されます国民スポーツ大会や障害者大会を見据えて県と連携し、このジビエ料理の消費拡大を目指してはと考えますが、町長と総合政策課長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

我々としても、ジビエとしての商品として出すということ、推進したいというふうに考えておりますけれども、なかなか保健所の許可を得るための食肉加工場の整備というところで費用がかかるといったこと、あと狩猟者の皆様が高齢化しているという部分もあるかなというふうにも思います。

ただ解体するだけじゃなくて、スライサーがあることにより、食べやすい大きさに肉処理ができるといったところも実際、道の駅あるいはがまだせ市場に出している方にとっては重要な要素になっているというふうに伺っておりますので、国の事業、また国・県の支援がありますけれども、そこらあたりに町の補助も少し手厚くする形で呼びかけていくというところを我々もさらに、これが商品として出せないで処理する方がいなくなるということについては、少し危機感を持っているところでございますので、内容の充実を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） 今、町長のほうも答弁されましたが、確かに町単独でこういった施設等を維持していくというのは、非常に建設維持というのは難しいことかなと考えております。

今、私どものほうが県北で進めている協議会があります北部広域事務組合等につきましては、9市町村で構成されておりますので、こういった施設等で運営していけるかどうかという協議のほうはそちらのほうでまた提案しまして、県北のほうで進めていけば、町単独でやるよりはやりやすくなるのかなと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ぜひ、これについては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、飼料肥料化についてであります。メリットはあるが、デメリットのほうを多く抱えているというような答弁でありました。県政・国政でもしっかりと議論は必要かと思いますが、提案はそれぞれの各自治体でもできることではないかと私は思いますが、この肥料化・飼料化について国・県に提案する考えがあるかないかを町長にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

国・県に対して要望していくということは可能かなとは思いますが、高千穂町の場合、鹿、イノシシの捕獲等数においては鹿のほうが多いわけですが、鹿については、色々調べてみたところ、異常プリオンが肉の中にあるということで、飼料化していくというのは国の基準によって駄目だとされていると把握しております。

その処理の在り方、ここで散弾銃で打ちますと、その弾を除去しないといけないとか、そのあたりの手間が非常に大きくなるのかなというふうに思っておりますので、費用対効果としてどうなのかなというところを考えておりますけれども、そのようなニーズが大きいということであれば、イノシシのほうに限っては要望として上げていく。町単独というよりも宮崎県の町村会とか、そういったところで上げていくという可能性はゼロではないというふうに考えておりますけれども、また、ここら辺については、高千穂町だけで考えるのではなくて、広域的に相談をしながら、要望事項として上げるかを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 飼料化・肥料化に併せて、焼却処分についても併せて、ぜひ検討いただきたいと思います。

次に農家には農作物被害防止対策として、これまでも電柵・ネット・金網など、有害鳥獣の未然防止策に力をいただいておりますが、引き続き並行して支援と補助事業継続を要望しておきたいというふうに思います。

農林振興課長、答弁をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 農家の皆さんが電気牧柵、それからワイヤーメッシュ柵等、要望調査をしております。要望のあった地域から、県の事業なり、それから国の事業なりを活用して、対応をこれからもしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 次に、2件目の大地震の対策について再質問させていただきます。

今回の能登半島地震を受け、国土交通省は高齢世帯の耐震改修促進などの対策を検討することを2月初めに発表しました。今後、何らかの具体的な耐震強化の補助事業があるかもしれませんが、自分の町でできることがあれば、やれることは自助・共助でやっていったらというふうに私は思っております。国策を待っていても、南海トラフ大地震が間に合わないということもあり得ますので、自分の町でできることは自分の町でやっていただきたいというふうに思っております。仮に、実際に災害が発生した場合に、広域に避難が必要な場合もあるかと思いますが、避難場所、食料の補給など、近隣自治体との連携や相互に提供できる体制は構築できているのでしょうか。

総務課長のほうに伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

広域的な支援体制につきましては、協定を締結しておりまして、協定の中でそのような支援体制が図れるようになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 図れるようになっていくということですが、これはなかなか訓練ができないものですから、いざというときに、本当にその機能が発揮できるように、準備と備えはしていただきたいと思っております。

私としては、地震災害が発生した場合、倒壊家屋の改修よりも、事前に耐震強化策をしたほうが経費は安く済むというふうに考えておるわけですが、まずは地震が発生しないことがいいわけですけれども、あらゆる専門家は南海トラフは発生するという予知をしておられますので、今後は本当に自分たちでできることは自分たちで準備しておかなければならないというふうに私も思っております。

そういった中で、現実として、南海トラフ地震が発生した際に、高千穂町は自前の地震対策の効果で、最小限の被害にとどまったと言われるようなまちづくりをしていきたいと、私的には考えております。通常、耐震補強工事では、100万から150万円の経費を要するとの答弁でありました。耐震補強対策が必要な家屋が300戸ほどあると推測しているとの答弁でありました。この家屋に対して全額補助しても、上限で4億5,000万円です。半額補助した場合でも2億3,000万円で済むような計算になりますが、単年度事業でもできるような金額でありますけ

れども、消化可能だと私は思っておりますが、単年度事業でこういったことをやる考えがあるのか、ないのか、町長、それから建設課長のほうにそれぞれ伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

まずは、耐震診断を受けていただくということがないと、耐震補強が必要かどうかの判断ができないかなというふうに思いますけれども、高千穂町として、今、実績としては少ないですけれども、ニーズがあれば、国の補助金を取りに行くということは十分に可能であります。まずは国の補助事業を活用できるように、申請を、町に対して手を挙げていただくということが必要かなというふうに思います。

これまでの実績として、1件当たりの耐震補強工事が平均的に125万円くらいかかっているという中で、上限100万円は国の補助金を使えるということでありまして、そこ辺りのニーズ調査から始めさせていただき、自己負担というところも少し出ますけれども、町で国の補助事業を軸、柱として、それに県のほうも耐震化率90%以上を目指すということでありまして、県、そして町で、さらにそれに上乗せができていくかどうかということも検討し、必要があれば、町として少し促進するために上乗せするということが可能ではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 工藤議員の御質問にお答えします。

現在、耐震化診断等に補助金もございますけれども、まずは、先ほど町長の答弁にありましたように、耐震診断をしていただき、それから耐震工事をしていくというような順序を取っていくということで、一遍にはなかなか調査もしにくい。また、調査に関しましても、それぞれの家屋の状況等が分からない状況でありますので、そういう面を考えますと、まず啓発活動等、またお知らせ等、そういう形で希望者の方を募りまして、それに対して補助金の申請をしていくと。県のほうもそういうことで啓発活動に乗り出すということで新聞発表等もされておりますので、補助金等を活用した耐震対策をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ニーズがあればというようなことでありますけれども、PRも足りないのではないかと思いますので、特に推測されている300世帯、こういった家庭には、ぜひPRもしていただきたいと思います。

それから、家屋の1部屋を補強するための部材や工事費を補助するとなれば、もっと経費は少なくて済みますし、私はこの考えは費用対効果という意味では非常にいい事業ではないかと思っ

ております。そういう中で、一人でも多くの命を守り、一人でも多くの命を助けてあげたいというようなことで、この質問をいたしておりますが、今後も住民優先の生活密着型の政策を期待いたしておりますが、町長の考えを再度お伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、なかなか1部屋を補強しただけでは、住宅全体の倒壊を防ぐというのは難しいのかなど。その部屋に必ずいらっしゃるということであれば、助かる命も増えるかなというふうに思いますけれども、コスト面で全体的に補強するということと比較したときに、さほど大差がないということでもありますので、住宅全体の補強をしていくところを町としては推進をしたいと考えております。もちろん資材の提供であるとか、そこら辺り、その支援の在り方というのは、先ほどの答弁と重なりますけれども、さらにニーズが、この能登半島地震を受け、また宮崎県としても耐震化率90%を目指すという目標の中において、今まさにやるべき事業だろうというふうに思いますし、町民の皆様もその部分については関心が高いというふうに考えておりますので、そのニーズに対して、我々も行政として、その思いに寄り添いながら支援をしていく。また、事業の御紹介を積極的に行っていくということで取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 議員には、なかなか提案しても、国、県の補助事業がないというようなことや、財源不足からなかなか事業化には厳しいという答弁がありますけれども、一方、行政職員の皆さん方は、国、県の補助事業だから、幾らかかってもやりたいというようなことで提案されます。この矛盾を感じているのは私だけではないだろうというふうに思います。できないではなくて、どうしたらできるかを検討・研究していただきたいと思っております。

このことについて、本町の財政を預かっておられます財政課長にお伺いをいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

今、お話のありましたように、町としましては、国、県の補助がついたものについて、国、県の方針として推進したい、各自治体においても推進してほしいといったものが補助事業というようなものでございまして、本町におきましても、取り組む上では重要な財源でもありますし、国、県の方針といった部分もありますので、本町にかなうような事業でありましたら、そういったものを使いまして事業を進めてまいりたいというのが町としての考え方だと思います。

なお、町単独として、町民に対する事業をどのように行っていくかという場合の財源の確保に

つきましては、議員御指摘のとおり、なかなか厳しい面もございますので、できるだけ交付税措置がかなうようなものとかが、事業の中で特別交付税に該当するようなものがありましたら、県を通しまして、国のほうにそういった措置をお願いしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 今回は退職される課長を中心に答弁をいただいたところであり、特に事務局長におかれましては、答弁の機会がありませんでしたが、何かございましたら。なかったらなかったでいいです。ないですか。

最後になりますけれども、能登半島地震の被災者の皆さん方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願いまして質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで11時10分まで休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○副議長（本願 和茂議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、坂本弘明議員の質問を許します。

質問席に登壇願います。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 私、議長をやっている間は一般質問をするということは全く考えておりませんでした。今度、一般質問をするに当たって、町民の方から「議長は一般質問はできるのか」というふうに聞かれました。私が「できます。私が一般質問をするのはよくよくのことです」というふうに申し上げました。「ぜひともテレビの中継を御覧になってください」という話をいたしました。今日の中継の視聴率が最高になることを願っております。

それでは、質問に入ります。

1、高千穂まちづくり公社の運営と方針について。

高千穂まちづくり公社が2022年6月1日に設立されて、1年と半年が経過をいたしました。第1回定例会当初予算には間に合わず、6月の第2回定例会に公社へのふるさと納税をはじめとする営業業務の委託議案が上程されたが、議会の混乱を招き、議会を二分する極めて厳しい後味の悪いスタートとなりました。

高千穂まちづくり公社の社長である町長は、この1年半という運営期間の中で真剣かつ真摯に公社に向き合い、取り組んでこられたかは疑問であります。

設立当初から複数人の退職者を出し、さらに今年、社員1名、DHE社員2名も年末年始にか

けて退職を決められていたとのことから、公社内部に問題があるのではないかと考えるわけであり
ます。

以上のことを踏まえて次の質問をします。

1、厳しい設立当初であったが、設立当初の公社社長である町長の高千穂まちづくり公社への
志をお聞きいたします。

2つ目、高千穂まちづくり公社への出向職員の選定条件はあったのか。

3番目に、高千穂まちづくり公社に関わる町職員への意識づけ、または指導はできていたか。

4つ目、労働基準局の調査が昨年来たと聞いているが、いつ、どのような内容で調査に来たの
か。

5つ目、労働基準局が調査に来たとの報告がなぜ議会になかったのか。

6番目、高千穂まちづくり公社の職員が、社長である町長へ昨年、複数回相談に行っているが、
その内容についてお聞きしたい。

7つ目、公社及び鬼八の蔵、道の駅の社員及び従業員の退職理由について聞きたい。

2件目の質問であります。高千穂まちづくり公社及び町職員のハラスメントの相談窓口につい
てであります。

2020年6月1日にパワハラ防止法が施行されておりますが、中小企業においては
2022年4月1日より施行され、相談窓口を設置することが義務化されました。

事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相
当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されることのないように当該
労働者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備、その他の雇用管理上必要な
措置を講じなければなりません。

このことを踏まえ、次の質問をします。

1、高千穂まちづくり公社のハラスメント相談窓口はあるか。

2、役場内にハラスメント相談窓口はあるか。

3、1、2について相談はあったか。また、あったのであれば何件あったのかを伺います。

○副議長（本願 和茂議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、坂本弘明議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、1件目の高千穂まちづくり公社の運営と方針についての御質問のうち、1番目の厳
しい設立当初であったが、設立当初の公社社長である町長の高千穂まちづくり公社への志につい
てであります。高千穂まちづくり公社は道の駅高千穂物産館及び高千穂がまだせ市場・鬼八の
蔵直売所について、町からの指定管理委託を受けており、令和5年度当初は2億2,000万円
程度の売上げを見込んでおりましたが、昨年度比1.4倍約3億円を超える売上げを達成できる

見込みであります。

ふるさと納税部門も、本町の令和5年度当初予算額を2億円としておりましたが、残念ながらそれには届きませんでした。国の制度改革が行われた中、昨年度比1.5倍の約1億7,000万円台後半の寄附額になる見込みであり、期待をしております。成果を出し始めていると考えております。

しかしながら、町の情報発信を担う情報発信部門や町の課題解決を担う未来づくり事業部門につきましても、その成果や体制整備などうまく整っておらず、令和6年度についても本格始動が見込めていない状況であります。

まちづくり公社の大きな目的として、農業、商工業、観光業の皆様をうまくつなぎ、連携していただきながら、地域経済の活性化を目指すことがありますが、まだまだ道半ばであると考えております。今後も公社社員、関係者・関係団体の皆様のお知恵、お力をお借りしながら目的達成を目指し、先頭に立って尽力してまいりたいと考えております。

次に、2番目の高千穂まちづくり公社への出向職員の選定条件はあったのかについてであります。現在、高千穂まちづくり公社へ出向しております本町職員は、まちづくり公社が発足しました令和4年度の前年度より公社立ち上げに関わっており、新たな法人の立ち上げ及び新規法人初期の運営につきましても、本町職員の中でも最も適任であると考え、出向職員として選定したものであります。

次に、3番目の高千穂まちづくり公社に関わる町職員への意識づけ、または指導はできていたのかについてであります。本町からの出向職員につきましても、最高執行責任者COOの管理下で行っておりますが、公社発足の意味や目的については十分に認識した上で従事しており、社長の立場として指導の必要がある場合には適時指導を行っております。

私も社長を務めておりますのでもちろん責任を果たす必要はございますが、日々携わることはできませんので、何か問題が起これば取締役会などで協議しながら取り組んでまいったところがあります。

次に、4番目の労働基準局の調査が昨年来たと聞いたが、いつ、どのような内容で調査に来たのかについてであります。昨年の3月29日に労働基準監督署が来たということは聞いておりましたが、詳しい内容までは聞いておらず、来たことに対する改善は行ったと聞いておりました。担当課であります総合政策課も同様であったとのことでもあります。

今回どのようなことであったのか、まちづくり公社の社員へ確認したところ、当時勤めていた社員より労働基準監督署へ相談があり、まちづくり公社の総務担当者がその相談を引き継いだようであります。その相談内容は、正規の時間外手当を支給されていないという内容でありました。

設立1年目の新会社で慣れない新たな業務により多くの時間外が発生していたようであります。

が、ＣＯＯからの指導により働き方を改革し、極力時間外を減らすよう指導がありました。職員間の認識の相違により、責任者が実際の勤務時間よりも少なく申告していたようであり、

労働基準監督署から相談を引き継ぎ、1か月間の調査を経て、少なく支給していた時間外手当を遡って支給し、現在では適正に執行されております。

次に、5番目の労働基準局が調査に来たとの報告がなぜ議会になかったのかについてですが、まちづくり公社としましては、労働基準監督署が通報を受けての指導ではなく、相談があった上での相談業務の引継ぎであり、労働基準監督署への報告義務もなかったことから、町への報告はしなかったとのことであります。この件につきましては、公社の取締役会でも協議されなかったことから、議会の皆様への御報告も行うことができませんでした。

次に、6番目の高千穂まちづくり公社の職員が社長である町長へ昨年、複数回相談に行っているが、その内容についてであります。昨年の夏頃、公社設立から1年がたち、社員の間には不満がたまっているという話を聞きましたので、昨年の9月25・26日でほぼ全員の社員から、私と監査役である副町長、総合政策課職員とで聞き取り調査を行いました。

その内容は、複数の社員から、現在の指導方法は精神的に過度な負担となっており、いわゆるパワハラと受け取られかねない状態にあることや、労働基準法に沿った労務管理が行われていないこと、また出荷者に対する不適切な対応による不信感が生じているという内容が主なものであります。

その後、その当事者からも話を聞き、町で対応を検討した結果、12月14日に高千穂まちづくり公社代表取締役及び監査役の連名でＣＯＯ宛てに「適切な業務執行について」という文書を手渡し、また口頭で健全な組織運営のために即座の是正を求めたところであり、現在も改善に取り組んでいるところであります。

次に、7番目の公社及び鬼八の蔵、道の駅の社員及び従業員の退職理由についてであります。令和4年度末に3名の職員が退職しております。公社としましては慰留をいたしましたが、残念ながら本人の一身上の都合による退職となっております。令和5年度にも2名の退職及び退職予定者がございます。この方々も公社として慰留をいたしましたが、残念ながら本人の一身上の都合による退職となっております。ちなみに、株式会社DHEより2名の職員が公社内で業務を行っておりますが、この2名の方につきましては、今年度末で契約満了となる見込みであります。

今年度2月末に退職され、アルバイトになられた方が私のところまで来られて退職理由を述べられ、公社への思いなどを語っていただきました。その理由としましては、上司への不満や不信感、職場での業務に対する考え方の違いなどでありました。

次に、2件目の高千穂まちづくり公社及び町職員のハラスメントの相談窓口についての御質問のうち、1番目の高千穂まちづくり公社のハラスメント相談窓口はあるかについてであります。

高千穂まちづくり公社におきましては、令和5年1月1日付でハラスメント防止規程を整備しております。就業規則や賃金規程、育児・介護休業等の規程とともに、各店舗において誰でもが見られるように掲出しております。

この規程では、「職場におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口はＣＯＯ及び総務担当者とする。ＣＯＯは総務担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。」となっておりますが、その対応ができていない状態でありますので、早急にその対応マニュアルを整備し、研修をしてみたいと考えております。

次に、2番目の役場内にハラスメント相談窓口はあるかについてであります。職員向けに「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を平成31年度より施行しています。

この要綱におけるハラスメントとは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びマタニティーハラスメントとなります。問題が生じた場合には、総務課が苦情相談窓口となり、人事係長と人事係職員が相談職員として対応するようになっております。

最後に、3番目の1、2について相談はあったか。また、あったのであれば何件あったのかについてであります。まちづくり公社におきましては、先ほどの御質問に対し答弁させていただいたとおり、規程はございますが、対応マニュアルが整備されておられませんので、正式に相談を受け付ける環境にはない状況であります。ただし、ＣＯＯが年に2回、社員の面談を行っていることや、各店舗、本社事務所では毎日のように相談・報告などが行われておりますので、それらの中では不満や相談は数多く受けており、その都度改善することを指示するなど対応させていただいております。

役場内でのハラスメントに関する相談件数につきましては、過去5年間で2件となっております。この2件につきましては、相談内容を慎重に精査し、分限懲戒審査委員会に諮った上で処分を執行しております。

来年度より、まちづくり公社も3期目に入ります。これからもさらにしっかりと会社運営を行ってまいりますとともに、ハラスメントなどの相談窓口の対応を含め、適切な組織体制を構築し、様々な課題に対応するため、4月より新たな本町職員の派遣を考えておりますので、御理解・御協力を賜りたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 今回の質問に当たりまして、公社の役員会、取締役会における議事録、この提出を求めておったんですけれども、総合政策課長、どうなっているのでしょうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○副議長（本願 和茂議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） 御質問にお答えいたします。

公社の取締役会につきましては、非公表ということでの会議でありますので、議事録につきましては、私ども総合政策課のほうにも届いていませんので、公表できないということであります。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 町長に伺います。この公社の株主は誰ですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 高千穂町が100%出資ということで、高千穂町であります。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 高千穂町、役場が出したということですか。私は、これは100%税金ですから高千穂町民が株主ではないかと思うんですけども、いかがですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 株主としての背景はそうなると思いますけれども、会社の運営としてはまちづくり公社としての会社の運営になりますので、その内容については公表できる部分とできない部分があるというふうに認識をしております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 公表できる部分とできない部分ということですけども、私は、町民はこれを知る権利があると思うんですよ。

副町長、いかがですか。監査役ですから。

○副議長（本願 和茂議員） 副町長。

○副町長（藤本 昭人副町長） ただいま町長が申しましたように、会社内いわゆる社内的な機密、秘密もございます。いろんな商売、折衝する上でのこととかありますので、公表できることとできないことというのは存在して当然だというふうに考えております。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） はい、分かりました。公表できないということですね。

私の1番目の質問の中で、町長の志を聞いているんですけども、その当初の思い、公社に対する思いを聞いたんですけども、答弁にありませんからしょうがないです。志はなかったのかというふうに思います。

それで質問に入りますけれども、最初の答弁で、町の情報発信を担う情報発信部門や町の課題解決を担う未来づくり事業部門につきましては、その成果や体制整備などがうまく整っておらず、

令和6年度についても本格始動が見込めていないということでもあります。なぜ本格始動が見込めないのでしょうか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 確かに高千穂まちづくり公社については、当初の設立の意味としては、地域内の経済循環を通じて地域の様々な課題を解決することを目的とするという大きな目標がありました。

その中においては、新たに地域内経済循環をつくるということにおいては当然いろんな事業形態、産業界が収益を上げていくということと雇用の場をつくるといったところも大きな目標でありました。そういった中で例えば、情報発信部門についてはある程度形は整ってきたんですけども、それを継続して行っていくための人員の不足といったところもございますし、PR不足ということもございます。そこについては公社で4月から新たな担当者を置き、充実・強化を図っていきたいというふうに考えております。

また、この情報発信の部分については、外部に委託して行っておりましたけれども、その部分の公社との連携、働き方がうまく進んでおらず成果を出すに至っていないというのが実情でございます。

また、未来づくり事業部については、我々としてはしっかりと収益を上げて自走できるようになってから本格始動していきたいというふうに考えておりましたが、令和5年度中には外部に委託をして1人DHEから来ていただいて事業を進めてまいりましたが、交付金の活用など、あとアイデア出し、そして新たな事業を進めていくだけのプランがしっかりと構築できなかったということございまして、そこらあたりは私ももっと積極的に関わって前に進めていくための指導をしていくべきだったかなというふうに思っております。

また、令和6年度について本格始動は見込めていないというふうに答弁をいたしました。新たに高千穂町から出向する職員がそれに向けてしっかりと、できれば令和6年度中に対応が出来るようにしっかりと私も関わっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 7番目の答弁の中で、2名のDHEの職員が今年度末で契約終了となる見込みであるというような説明でありました。この情報発信部門のスウェーデン人の方であります。DHE社員で公社への出向であったと。契約は毎年更新であったが、当初は継続してもらえとのことであった。そういった説明であったということでもあります。

しかし、先月、一方的に契約を切られたとのことでもあります。この契約解除は誰の意向なのか。社長の意向なんですか。いかがですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

この方につきましては、外国人の方でありましたけれども、日本文化にも相当に詳しいということで派遣を頂いておりましたが、実際に我々が想定していた働き方というところで例えば、同じような外国籍の方を雇用して情報発信部門で成果を上げている株式会社SMO南小国の事例を基にそのような方を派遣して出向していただき、業務に当たっていただきたいと考えておりましたが、御本人の聞き取り調査等を担当者からしてもらったところ、私はあのようには業務の執行が難しいといった回答もあったというふうに聞いておりました。

そこで、私を含め、あと役場内のその予算を持っている財政課、企画観光課等で相談をし、我々が望むような成果が出ないのであれば契約を切らせていただきたいということで、DHEのほうへお話をしたというのが経緯にあります。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 私は直接この方からも話は聞いておりますけれども、この方はCOOに一方的に叱咤、罵倒されて要するに「日本語があまりに一方で早口で分からなかったと。何を怒られているのか分からなかった」と言っております。この方は5月に帰国予定ですが、この方は「もう高千穂には住みたくない」と、「いたくない」と言われたそうであります。

この方は要するに、世界に情報発信される方ですよ。仮にですけれども、この方が世界に向けて「高千穂はろくなくところじゃない」というような発信をされた場合どうされますか。「高千穂はパワハラ的神様が住んでいる」なんていうことを発信されたらどうしますか。いかがですか、町長。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

そのような発信をしていただくことは望ましいことではないというふうに思います。この事業に関わっていただいた場合、在職中も仕事を辞めた後も、その関わった事業者に対して不利益になるようなことをしてはならないというような——もし、直接の雇用であればそのような契約になりますけれども、委託契約の中でそのような部分もあったかというふうに思いますので、そこらあたりについては再度確認をしたいというふうにも思います。

また、そのようなお気持ちをお持ちであれば、私のほうからも直接謝罪をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） この事業につきましては、地域経済の活性化を目指すこと、農業、商工業、観光業の皆さんとうまく連携して発展させていかななくてはならない。なかなかそれができずに、答弁では、「道半ばである」というふうな話でありました。「公社社員、関係者、関係団体の皆様のお知恵、お力をお借りしながら先頭に立って尽力してまいりたい」というような答弁でありました。

私、以前にも町長に申し上げました。「出荷者、生産者、そういった皆さんと話合いを持ってください」と。「不満を持っておられますよ」と私は町長にお願いしました。先月の29日でしたか。私が町長に話しして、それから行っておられますか。鬼八、道の駅。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

道の駅、鬼八の蔵、それぞれ店舗には行ってお買物をしておりますが、生産者、出荷者の皆さんと直接お話をするという機会は持っていないところであります。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） この生産者、出荷者の皆さんは、この話合いを望んでおられます。数日前にも、この出荷者、生産者の方とお話をいたしました。その機会をつくってほしいと、その機会をつくるという行動を取る考えはありますか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

そのような声があるということをお聞きしましたので、ぜひちょっとそのような場を設定させていただきたいと思っております。

また、生産者、出荷者に対しての対応がよろしくないのではないかというような声も以前は聞いておりますので、COOを通じて、また店舗の担当者等にもその意思疎通——挨拶を含めてですけれども、しっかりコミュニケーションを取るよということ指導はしております。

私自身もそのような場を設定させていただき、直接お話を伺うということをお約束をしたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 3番目の答弁に対する質問に移ります。

「社長の立場として指導の必要がある場合には適宜指導を行ってまいります」という答弁でありました。これまでにどのような指導があったのか、お聞きいたします。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも述べましたが、その退職される職員が上司への不満といったところもあったということでもあります。その内容等についてもお聞きをしておりますけれども、その指導の在り方とか、そのあたりについては少し言い方が強かった部分もあるんじゃないかと。あるいは時間あるいは人前でというようなところもあったというふうに聞いておりましたので、そのあたりについては改めるようにということで指導しました。

また、業務執行については、その業務の中身としては適切に取り組んでもらっていたというふうに思いますので、特に大きくその部分について指導したということはないというふうに記憶しております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 「何か問題が起きれば取締役会などで協議しながら取り組んでまいってきたところであります」という答弁もございました。議事録の提出もできないということでもあります。

決算に対する取締役会があったと思いますけれども、そこで監査役の副町長、監査の指摘事項があったと伺っております。どういった指摘事項があったのかをお伺いいたします。

○副議長（本願 和茂議員） 副町長。

○副町長（藤本 昭人副町長） 監査役の立場といたしまして、いわゆる会計処理等、また決裁の権限、そのあたりについて適切に行われているかという指摘は行っております。

権限いわゆる取締役会で議決するもの、社長が決裁するもの、COOが決裁するもの、そういう形で非常にいろんな形で分類されておりますので、それに基づかないものもあったので、適切にいわゆる決裁をちゃんと受けることということでの指導は行っております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 決裁なしで例えばいろいろな使い方をしていたということなんでしょうか。

○副議長（本願 和茂議員） 副町長。

○副町長（藤本 昭人副町長） いわゆる決裁規程において、役場的には印鑑による決裁という形で行っておりますけれども、まちづくり公社におきましては基本的にはオンライン決裁という形で行われております。そのため、実際に社長が話は聞いているけれども、いわゆる書類上にサインはしていないとか、そういう部分についての指摘を行ったということでもあります。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） それは内部の決裁ですよ。ＣＯＯが社員に対して決裁をやるということですよ。それは監査できないでしょう、その内部のことは。できるんですか。

○副議長（本願 和茂議員） 副町長。

○副町長（藤本 昭人副町長） 実際に書面とかを監査上見ますので、その中で書類上決裁をした、いわゆる承認はしたという記述がないものについて行ったということでもあります。ですので、内容については実際に本社へ伺って書類等を拝見し、監査は行っております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 以前、道の駅、鬼八の蔵の言わばレイアウト、その店舗の改装、それについて少量であるけれども、予算がかかるといった話がありました。その後、町長は、そのＣＯＯに注意をされたというふうに伺っております。

先月ですか、一番近いところで言いますと、道の駅でその改装をするということがありました。それについて、彫り物の体験コーナーの商品をやるということで片づけてありました。

私は、大変なことになっているというふうに聞いて呼ばれて行きましたけれども、そもそも観光協会がこの彫り物体験というのを商品として考えていたことであります。そのときに私、町長に尋ねましたね。「このことは知っているんですか」と。要するに、決裁なしで進むからこういうことになるんですよ。いまだに止まっていますよ。何も置いてありません。解決はしたんでかね、その店舗の改装の件については。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

その件につきましては、議員のほうから御助言も頂いて現場のほうとも話をし、またＣＯＯに対してもそういった懸念もあるよと。そして、そこに張りつく職員の社員の確保、こういったところとあと観光協会との兼ね合い、これについてしっかり議論をしないと前には進めませんよとということで指導させていただきました。

先日、観光協会長とも取締役会の中で、あそこの改装とその観光協会さんがもともと担っている体験事業を公社でやるということについては、ちょっと具合の悪いところもあるんじゃないでしょうかというような御相談も直接させていただきました。協会長としては、なかなか収益につながる、それを旅の途中で立ち寄ったところでそれをやるという方があまりいないんじゃないかというようなことも話されておりましたが、現場のその事業を担当している観光協会の職員とちょっと協議をしてほしいという内容がございました。

あそこは基本的には、休憩所として整備をするという方向でこの前は取締役会の中でお話をしたところでありますが、観光協会の事業を横取りするような形になってもいけないなというところで、不利益が他団体に生じないような形であそこのスペースを活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 観光協会長は取締役ですよ。私は、すぐに相談ができるところにいるというふうに思うんです。いまだに何もこのレイアウトといいますか、商品も置いていないということで、生産者は「置く場所がない」と言っているんです。私、言いました、町長に。「行って話を聞いてください」と。そういう話をされるんですよ、生産者の皆さんは。

要冷蔵でない商品も冷蔵庫の中に押し込んであります。置く場所がないんだということです。これは早く解決してほしいというふうに思うんです。すぐに動けますか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） そういったお声があるということで私も直接まだ生産者の皆さんからお話を聞いておりませんので、そういった場をなるべく早く設定ができるようにしたいというふうにも思いますし、その御意見につきましては早速、COO、また現場の店長、副店長をはじめ、スタッフの皆さんにお伝えする。まずはCOOにその旨を伝えたいというふうに思います。

そして、可能な限り、その出荷者の皆さんにとってのニーズ、またお立ち寄りいただくお客様のニーズ、うまくマッチングができるようにあそこのスペースの活用を進めたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 取締役会のメンバーについてお伺いいたします。どういったメンバーがいつも取締役会に出席をしているんですか。町長、お伺いいたします。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

取締役会は、私、取締役である観光協会長、商工会長、相談役であるJA組合長、監査役である藤本副町長、そしてその説明をしてもらうのはCOO、COOは使用者兼取締役になっております。そして、総合政策課担当者、まちづくり公社の総務担当者、そして伴走いただいておりますDHEの社員の方が通常出会をしております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（１０番 坂本 弘明議員） 直近で言いますと、今月の１１日に取締役会が開かれたそう
ですけれども、欠席者は何人おられましたか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 相談役であるＪＡ組合長、そして監査役が都合により欠席でございま
した。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（１０番 坂本 弘明議員） 先ほど、この議事録の非公開ということをお話されました。そ
れだけ大事な会議ではないんですか。日程調整は誰がされているんですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

日程調整につきましては、総合政策課担当者がそれぞれの予定を聞いて日程調整をしていると
いうことでございます。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（１０番 坂本 弘明議員） そもそも、この出席者のメンバーです。要するに、このまち
づくり公社、また鬼八、道の駅に関わっている所管の課長がいない。私は例えば、総務課長、財
政課長、総合政策課長、そして農林課長が同席すべきと思いますけれども、いかがですか、町長。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 取締役会については、先ほどのような出席者が主でありますけれども、
その議論すべき内容に応じて担当者なり課長にも入っていただいているところでございまして、
それは取締役会とは別の形で会議体を持って協議をしているというところでございます。

これにつきましては、取締役会ということでございますので、現状のような形で運営していく
のが適当ではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（１０番 坂本 弘明議員） この運営をしていく中で、全く今挙げた４人の所管、情報が
ないんですよ。私、尋ねても答えられません。総合政策課長にも聞きますけれども、全く分から
ないと。かえって担当のほうから情報を得ているということですよ。町長、いかがですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 先ほども答弁で述べましたけれども、会社としての運営だということ
でありますので、これは基本もう会社の取締役としての協議でありますけれども、必要に応じて

その担当課に直結する業務の内容については必要に応じて協議をしておりますので、その担当課長が把握すべき事項については認識の共有はできているというふうに考えております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） はい、分かりました。

次の質問に移ります。

先ほど労働基準局、5番目の町長の答弁であります。労働基準監督署が通報を受けての指導ではなく、相談であった。相談業務の引継ぎであり、労働基準監督署への報告義務もなかったことから、町への報告はしなかったということであります。

私は、この当事者に話を聞いております。この監督署に出向いていった職員は、監督署から、実名なら調査に早く動けるんだと。匿名なら時間がかかると言われたそうです。この社員は退職することを覚悟して、実名による通報を行ったのであります。相談と町長は言われましたけれども、これは退職を覚悟で監督署に行っておられるんです。これも相談のうちに入るんですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 私は相談であったというふうに報告を受けております。その社員の方につきましては、以前より転職を考えて、公社になる以前より、そういった御相談もあっていたので、その意思を継続して離れられたものだというふうに認識をしているところであります。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 町長が認識しているということではなくて、私は直接話を聞いたんです。退職を覚悟で、実名で届けたということです。町長が認識をしているかどうかというのは問題じゃないんですけれども、いかがですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

労働基準監督署からも、これは通報ではなく相談であったというふうに、現場のほうも聞いていますということでありましたので、相談であったというふうに認識をしております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） それは自分で確認されたことではなくて、例えば、C O Oからそういう報告を受けたから、そう認識しているということですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

そのような報告を受けておりますので、私が直接聞いたわけではありませんけれども、ＣＯＯからの報告、また現場の担当者からの報告で、そのように報告がっておりますので、私としてはそのように受け止めております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（１０番 坂本 弘明議員） 次の質問を行います。６番目の答弁の中で、「昨年９月２５日、２６日に、全員の社員から、私と監査役である副町長、総合政策課職員で聞き取り調査を行った」ということでもあります。複数の社員から、現在の指導方法は精神的に過度な負担となっており、いわゆるパワハラと受け取られかねない、パワハラとは断定していない状態にあることや、労働基準法に沿った労務管理が行われていること、出荷者に対する不適切な対応による不信感が生じていること、こういった相談があったと思います。出荷者に対する不適切な対応というのは、どのような内容のことですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

現場の担当社員から、いろいろ聞き取りを行いました。その中で、出荷者の皆さんとのコミュニケーションの時間と申しますか、そこら辺りについては、今の現場では重視がされていないというようなこと、直接のお話をあまり聞く機会が得られないというようなお話がありました。これについては、考え方の相違ということになるかと思えますけれども、仕事のほうに支障を来すほどの長い時間のお話というのは、よろしくないよといったことだったと思うんですけれども、そういう時間を取ることに對して、上司から「しゃべっていないで」というようなことを話されたというようなことが現場としてあったので、ここら辺り、もっと我々はコミュニケーションを取りたいと思っておりますというようなことを、現場の社員から我々はお話を聞いたと、そういったことでもあります。それが出荷者の皆さんからしたら、もうちょっとコミュニケーションを取りたいのにと申すところの気持ちと相反する部分があつて、私たちとしては、それは不適切ではないかというふうに判断したということで、このように答弁をさせていただきました。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（１０番 坂本 弘明議員） この間、９月２５日、２６日から、対応に当たる１２月１４日まで２か月かかっております。一体何をしておられたんですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 現場の声というところ、そうなんだというところは受け止めていたんですけども、なかなか直接指導するということが難しかった。そして、口頭がいいのか、ある

いは文書での指導をしようか、その辺りについて、ちょっと時間がかかってしまったというところについては、まさに私としても反省をしているところでございます。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） また、口頭で健全な組織運営のために即座の是正を求めたところであり、現在も改善に取り組んでいるところであります。現在も、これは完全に是正されていない、進行中であるということでしょうか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） これにつきましては、文書での是正勧告といいますか、指導、そして口頭での指導を行ったところであります。その後、現場からの声というところで、あまり改善されていないんじゃないかなというようなお声も受けて、年明け、1月になって、再度徹底をさせていただいたところでございまして、現在、その状況を見守っているというところでございまして、私たちとしては、その後、また近い時期に現場の皆さんとの面接で声を聞くという場を持つことも必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 次に、2点目の質問に移ります。2点目の答弁の中で、令和5年1月1日付でハラスメント防止規定を整備しております。就業規則や賃金規定というふうに答弁をしておられますが、この5年1月1日、この就業規則、また賃金の規定でありますけれども、これらの規定は誰がどうやって作成をしたのか、お伺いいたします。

○副議長（本願 和茂議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） この規則につきましては、当初からですが、株式会社DHE様の御指導の下、作成をしまいでございますが、この5年1月1日付につきましては、そのときは、もう公社のほうでDHEさんと作成したものだとは私のほうは認識しております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） この規定、就業規則や賃金の規定、これは取締役会で承認をされているのでしょうか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） この就業規則等につきましては、このような内容にしたいというところで、取締役会に諮った上で、それでいいんじゃないかということで承認をしたというふうに記憶しております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 答弁の中で、この規定、言わばハラスメントに関することですが、この規定では、職場におけるハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は、ＣＯＯ及び総務担当者とするという答弁でありました。私、この答弁書を見て、ちょっとおかしかったんですけども、笑いました。これ、問題を起こしている当事者ですよ。その方が窓口なんですか。いかがですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

この規定上は、ＣＯＯ、また総務担当者となっておりますが、昨年の9月に社員の皆さんから聞き取り調査を行ったということについては、そこで受け止め切れない部分もあるのではないかといいるところもありまして、我々2人で、直接お話を聞いたというところがございます。

基本的には、規定のつくりはこのようになっておりますけれども、一部、先日の取締役会でも、取締役として、このような社員からの相談対応を受け付けるというような、そういった体制も必要なのではないかというようなことの見解は出たところがございますので、必要に応じて改善を図っていくと。内容の変更を検討したいというふうに思います。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 私はおかしいのではないかとっているんです。この2人は当事者でしょう。財政課長にお伺いいたします。財政課内で、もめごとがあったというふうに聞いておりますけれども、いつ、どのような内容でそういった騒動があったのか、お伺いいたします。

○副議長（本願 和茂議員） 財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうがおっしゃられた件につきましては、令和5年の10月から、ふるさと納税制度の改正がございまして、返礼品基準等の見直しがありました。その際、9月から10月にかけて、返礼品の寄附額等の見直しですとか、この返礼品が対象になるかと、そういった協議について、財政課と公社のほうと協議の場があったのですが、その中で、公社側とすると、ぜひ返礼品に加えたいと。ただ、財政課の担当者側とすると、国や県のほうに伺いを立てないと、返礼品として認められるかどうかは分からないというふうなやり取りがあったわけですが、その中で、どうしても返礼品に加えたい公社側と、厳格な管理が必要だということで申し上げている財政課との間で、感情のほうがあふれ出た場面がありまして、そこでトラブルが生じたというふうに認識

しております。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 時間もありませんので。要するに、パワハラと取られかねないというような、私は状況だったというふうに思います。そして、財政課の職員はみんな見えています。そして、財政課長も、こんなことがありましたという相談に行っていますよね。これを私は問題にしないほうがおかしいと思うんです。

時間がありませんので、次に行きます。職員のハラスメント窓口について、このことについては、苦情相談窓口が設置してあるというふうな説明でありましたけれども、何日か前に女子職員を5名呼んで、ハラスメントについてどういった体験をしたかと、それを伺う機会をつくりました。そして、そのときに女性議員1人、同席をしていただきました。このときに5件ほどの報告がありました。女性職員に話を聞きますと、もう窓口相談なんてできないんだと。よくよくのことがなければ相談には行けない。

そして、労働組合で毎年アンケートを取っているということですが、そのアンケートは県が集計して、戻ってきて、回覧するそうですけれども、女性職員しか回覧していないということがあります。女性職員しか回覧していないということは、全然意味がないと私は思うんです。男性職員にも回して初めて、こういう現状があるんだということだろうと思います。

そのことについて、窓口を設置しているけれども、そういうやり方ではなくて、一応、このアンケートを取って、そして全体、男性も女性も、職員がみんな見られるような体制でなければ、そのハラスメントの把握はできないというふうに思うんですけれども、町長いかがですか。

○副議長（本願 和茂議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

私は女性だけしか回覧がされていなかったという事実は認識をしておりませんでした。役場内のパワーハラスメントの関連の要項の中にも、相談をした方のプライバシー、そういったところを侵害しないように、公表しないようにというようなこと、また、その人たちに不利益がないようにということも定めておりますので、苦情相談の申請書といいますか、そういったものを持っておりますので、それをもっと気兼ねなくといいますか、相談がしやすいような啓発もしていきたい。そして、ハラスメント関係については、職員がしないということはもちろんですけれども、そういった場合に、どのように対応すればいいかという研修というところの充実を、しっかりとやっていく必要があるというふうに考えます。アンケート等につきまして、これは日頃から気になっているところがあるかどうかというアンケートについては、検討できるものではないかというふうに思います。

以上です。

○副議長（本願 和茂議員） 坂本弘明議員。時間が参っております。まとめてください。

○議員（10番 坂本 弘明議員） 要するに、役場内、同じ部署であったり、同じ屋根の下で仕事をしているわけです。要するに、何かあっても逃げ場がないわけです。また次の日も顔を合わせなければならないという、非常にかわいそうなことだというふうに思います。そこはしっかりと、このハラスメントについては、世代間でずれがあると思います。しっかりと厳しく取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

.....

○副議長（本願 和茂議員） ここで13時10分まで休憩いたします。

午後0時12分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、佐藤さつき議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 議席番号3番、佐藤です。

件名、町なかのにぎわいづくりについて。

昨年より、新型コロナウイルス感染症が5類になったことで行動制限が撤廃され、本町にもコロナ以前のにぎわいが戻ってきました。しかし、観光地のみ人に人が集中し、三田井地区の歩くまちづくり、町なかへの集客といった町長の描いていたものには近づいていないように思います。そこで、まちづくり公社は町なか活性化の中心に位置づけてあると考えますので、まちづくり公社の意義も含めて、次の点について伺います。

1、町なかの起爆剤として立ち上げたまちづくり公社ですが、品ぞろえが少ないため、観光客がほかの店を探している場面に町民が何度となく対応しています。まちづくり公社の品ぞろえについて、観光客や町民のニーズに合った今後の対応は。

2、まちづくり公社を中心に神殿地区の活性化が期待されています。町民も観光客も、空き店舗や空き家を活用して、お店や休憩所などのまちづくりを望んでいます。町長のお考えは。

3、町なかの空き家の利活用や町なかの町民が何を求めているかなど、担当課の対応だけでなく、町長も考えを地域に行き行って直接聞くなど対話が必要だと思います。町長のお考えは。

4、まちづくり公社は、高千穂町にとって稼ぐという目的で早急に立ち上げたものです。ふるさと納税業務が伸びていませんが、原因は。

件名2、高齢者及び障がい者福祉計画実現に向けての施策について。

今年度、第9期高齢者福祉計画、第5期障がい者計画、第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画が策定されようとしています。町民にとって計画を実現するためには早急に実行しなければならない施策が多数あります。その点について伺います。

1、高齢者福祉計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、サービスを提供することが記されています。しかし、居宅要介護者を支えるサービスが不足しています。具体的な施策は。

2、高齢化の現在、本町では要介護高齢者のニーズに応じた施設が不足しています。現状、健康寿命を延ばすことが重要になりますが、そのためには職員だけでなく地域のボランティアなどの協力が不可欠です。お金をかけてでも町民の協力体制をつくり出しサービスを提供するべきだと思いますが、町長のお考えは。

3、障がい者計画において障害のある方が地域で自立して通常の生活を送るための受入れ体制の必要性を記してありますが、本町では不足しています。早急な整備が必要と思われませんが、お考えは。

4、障害児童、生徒のケアを西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターがげんき荘と連携し全て担っています。耐震設備のない施設で業務しています。早急な福祉的業務をする関連機関との連携を兼ねた環境整備が必要と思われませんが、町長のお考えは。

件名3、学校給食費における物価高騰分及び消費税分の継続的な対策について。

物価高騰、消費税などにより学校における給食提供が予算内では通常の食材がそろえにくくなっています。現状の徴収している給食費では不足ぎみの学校もありますが、家計も同じく大変なので、これ以上給食費の値上げはできません。そこで伺います。

1、業者へ支払う分の中の物価高騰分と消費税分を助成するお考えは。

以上、質問とします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1件目の町なかのにぎわいづくりについての御質問のうち、1番目のまちづくり公社の品ぞろえについて、観光客や町民のニーズに合った今後の対応についてであります。まちづくり公社が町から指定管理の委託を受けております道の駅高千穂物産館及び高千穂がまだせ市場鬼八の蔵直売所につきましては、町内及び一部町外の生産者・出荷者から商品を預かり販売し、その売上げに対する手数料を頂く委託販売を行っております。

観光客や町民のニーズに合った商品がない場合は、出荷者にこのような製品が製造できませんかとお申し出をいただくと、それでもどうしてもそろわない場合はまちづくり公社が仕入れて販売することになっております。

実際に、お客様の要望から品数を増やし、売上げが伸びた商品もございます。観光客や町民のニーズの把握は、品ぞろえや商品開発のきっかけとなる重要な情報と考えますので、御要望があれば随時お受けしたいと考えております。

しかしながら、観光客や町民にニーズがあっても年間に数回しか売れない商品であれば、出荷者の対応も難しいと思われまますので、これからも観光客や町民のニーズを把握・分析し、現場の担当者の声も聴きながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2番目の町民も観光客も空き店舗や空き家を活用して、お店や休憩所などのまちづくりを望んでいます及び3番目の町なかの町民が何を求めているかなど、担当課の対応だけでなく、町長も地域に行って直接聞くなど対話が必要と思います。町長の考えはについて、関係がございますので併せてお答えをいたします。

三田井地区のまちづくりについて、令和元年よりチャレンジショップ開店支援として、空き家、空き店舗等を活用し、規定する店舗業種について新規で開業する方を支援する取組を行っております。これまで5年間で総数8件の支援を行っており、令和5年度は3件の支援を行いました。令和6年度も既に1件の相談を受けております。ほかにも既に店舗として営んでいる方にも既存店舗改修支援を行い、商業の活性化にも取り組んでおります。

三田井地区におきまして令和元年から5年間で9件の支援を行っております。令和6年度も既に2件の事前相談を受けております。毎年、数件ではありますが、空き家、空き店舗を利活用したにぎわいづくり、活気あるまちづくりのために継続的に支援を行ってまいります。

また、神殿にありました旧商工会の建物におきましては、三田井地区まちづくり協議会の皆様や町民の皆様の協力を得ながら、老朽化が著しく倉庫としてしか利用されていなかった建物を解体し、憩いやにぎわいの広場として再整備する計画を進めております。デザイン検討の中で行ったミーティングやアンケートでは、くつろげる場所やイベントスペースなど、子供から大人まで幅広い年代の方々からたくさんのアイデアを頂きました。これまで、幾度となく協議会やミーティングを開催し、デザインの検討を重ね、ようやく最終デザインが完成し、三田井地区まちづくり協議会の承認を頂き決定いたしました。令和6年度より工事に着手しますが、完成後は町なかのにぎわいづくりのきっかけとなるような場所になるように活用していく考えでおります。

次に、4番目のふるさと納税業務が伸びない原因についてであります。令和3年度以降で申し上げますと令和3年度寄附額は1億3,700万円、年度途中でまちづくり公社へ事務を移管した令和4年度は1億1,800万円でやや減少、令和5年度は現時点で1億7,000万円を超えており、最終的には1億7,000万円台後半と増加を見込んでおります。これはメディアミックスによる地場産品のPRや高千穂牛ハンバーグやベビー服等の返礼品開発による一定の効果が出たものと考えておりますが、当初のまちづくり公社設立時の5年度収支計画案の2億

5,000万円の想定額には及ばない状況です。

想定額に届かない原因については、様々な理由が考えられますが、一つに地元返礼品基準の厳格化により鶏肉や一部焼酎等の人気返礼品が対象外となったこと。返礼品と事務費全体が寄附額の5割以内となり寄附額に対する返礼品の値上げをせざるを得なかったこと。もう一つには返礼品業者の人手や製造設備の不足により絶対的な供給能力が不足しており寄附額につながらないことが考えられます。

次に、2件目の高齢者及び障がい者福祉計画実現に向けての施策についての御質問のうち、1番目の居宅要介護者を支えるサービスが不足していることに対する具体的な施策についてであります。御承知のとおり、今年度第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に当たり、昨年10月からこれまで3回にわたり策定委員会を開催して、第8期計画の見直しを協議してまいりました。

その中で、第8期計画の実施状況を確認しつつ、令和6年度からの3年間を含め令和22年度までの本町の人口をはじめ、高齢者数、介護認定者数、介護サービスの利用見込み等の推計を行いました。

推計によりますと本町の総人口は令和3年に1万1,675人であったものが、令和6年には1万807人に、令和22年には6,935人まで減少するとなっています。

一方高齢者は、3年度が5,038人、6年度に4,894人、22年度には3,502人と推移することが見込まれております。

全国的には高齢者人口のピークは令和22年とされておりますが、本町は既にピークを過ぎ減少傾向にあります。

ただし、主に介護サービスを利用されている後期高齢者人口は令和12年までは増加傾向で、その後減少に転じる見込みです。

そうした背景の中で、現在、本町でサービスを提供している事業所等に、これからの事業展開についての意向調査を実施しておりますが、新たな事業開始や施設の拡大などを予定している事業所はありませんでした。

介護サービスの不足を解消するには、事業所の協力が必要不可欠ですが、介護職等の人材確保に苦慮している事業所も多く、現在のサービスの提供も現状維持がほとんどといった状況です。

このようなことから、現在できるサービスをうまく活用することが必要だと考えます。

また、人材不足の対策としては、現在、社会福祉協議会主催の介護職員初任者研修への支援を継続しつつ、新たな人材確保・育成の取組を検討してまいります。

次に、2番目の要介護高齢者のニーズに応じた施設が不足している現状から、健康寿命を延ばすために、お金をかけてでも町民の協力体制によるサービス提供をするべきではないかについて

ですが、健康寿命の延伸は、介護予防という意味合いを各個人が理解し、それぞれで意識を高めることが重要です。現在、福祉保険課の国保係と保健センターの健康づくり係、地域包括支援センター等と連携して、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策、生活習慣病予防、疾病の重症化予防等に取り組んでいます。

また、高齢者の健康と生きがいをづくり事業では、高齢者に通いの場としてサロンやサテライトなどの集いの場への参加を促し、介護予防や認知症予防を図っています。

そのほか、地域の取組として、現在約10か所の公民館で地元の方が中心となり、月に1回程度の通いの場を開催しています。なじみの方との触れ合いで健康意識も高まり、見守り活動にもつながっていると感じています。こうした取組には認知症地域支援・ケア向上事業の中で、費用の一部助成を3年間行っております。

これからも、地域で行われているこうした活動を紹介しながら、地域の実情に応じて、持続可能な取組ができるよう対応してまいります。

次に、3番目の障がい者計画において、障害のある方が地域で自立して、通常な生活を送るための受入れ体制の必要性を記してありますが、本町では不足しています。早急な整備が必要と思われそうですが、障がいのある方が地域で安心して暮らしていける体制として、相談支援、緊急時の受入れ対応、体験の場、専門的人材の確保等を含めた地域生活支援拠点の整備が必要とされています。本町においての拠点整備の課題は、緊急時に受入れができる場所、一人暮らし等へ移行しやすくする体験の場が不足しているところであり、その機能を担う場所と考えられるのがグループホームであります。

このグループホームにつきましては、本日3月13日までパブリックコメントを募集しております高千穂町障がい者計画・高千穂町障がい福祉計画・高千穂町障がい児福祉計画において、「町内に1つあるサービス提供事業者に加え、施設整備を予定している事業者があることから、サービス増加を見込んでおります。また、保護者の方が亡くなられた後に、一人暮らしが困難な障がいのある人の支援として、グループホームの確保が必要になることから、西臼杵地域で連携した地域生活支援拠点等についても検討していきます」としており、今後の方策として、「退院可能な精神障がいのある人の居住の場の確保、施設入所者の地域生活への移行の観点から、グループホームに対する事業者の参入を働きかけ、サービスの量的確保に努めます」としております。

先週、西臼杵地域障がい者自立支援協議会から西臼杵3町に、それぞれ地域生活拠点等の整備に関しての提言書の提出がありました。そのときに、延岡市や県外などでグループホーム等の施設を利用されている方々の人数や状況、また、自宅で障がいのある方々を支えている保護者の将来に対する危機感などについてお話を伺い、西臼杵地域における障がい者に関する施設整備の遅れを感じたところであります。

幸いでありますが、町内に、このような施設整備を考えておられる事業者がいらっしゃるということをお伺いしましたので、国・県の補助事業などを活用するとともに、町としましても支援ができればと考えているところであります。

次に、4番目の障害児童、生徒のケアを西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターがげんき荘と連携し、全て担っています。耐震設備のない施設で業務しています。早急な福祉的業務をする関連機関との連携を兼ねた、環境整備が必要と思われましてはありますが、西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターにつきましては、平成30年に前身の高千穂町子ども・障がい者ネットワークセンター準備室を立ち上げ、令和2年にこれまで専門機関のなかった西臼杵地域に、子供・障害者の相談支援を中核的に担うために、センター長、臨床心理士、保健師、アドバイザーの体制で立ち上げたところです。

現在、3町の福祉担当者、母子担当者、教育委員会などと連携し、西臼杵地域の子供・障害者への様々な支援や相談業務を行っております。

3町でも人口が多い高千穂町の相談事例などが一番多いので、ネットワークセンターの2名の職員については、密な連携を図るため、本町の福祉保険課内に常駐しておりますが、各職員とも西臼杵郡内の学校や障害者施設などとの関係構築や連携のため、各施設を訪問し、支援などを行っております。

ネットワークセンターの施設においては、主にセンター長が事務や相談業務に携わっております。相談に来られる方は、中心部ではありませんが、立ち寄りやすくなっており、静かで落ち着いた中で相談ができる環境が整っております。周辺環境につきましては十分でありますし、今の状態でも郡内の関係機関との連携は十分に取れていると考えております。耐震など心配な部分もありますので、同じような環境の施設があれば、移転することも可能かと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、町長に引き続き、佐藤さつき議員の御質問3件目の学校給食費における物価高騰分及び消費税分の継続的な対策についての御質問のうち、業者へ支払う分の中の、物価高騰分と消費税分を助成する考えについてお答えいたします。

初めに、町内小中学校における学校給食費の状況についてであります。本年度の小学校5校の給食費の月額平均は4,380円で、物価高騰の影響がなかった令和3年度と比較しますと、360円の値上げとなっており、1食当たりの単価も223円から本年度250円に27円値上げとなっております。

また、中学校2校の給食費の月額平均は4,800円で、同様に、令和3年度と比較しますと、400円の値上げとなっており、1食当たりの単価も243円から、本年度290円に47円値

上げとなっております。

給食費については、各学校において金額が決定されておりますが、学校給食用の食材等につきましても、あらゆる食材が価格高騰の影響を受けており、給食費をできるだけ抑えるために、献立の工夫や価格を比較してできるだけ安い業者や品物を使用するなどの工夫をしていただいております。しかし、これまでどおりの学校給食摂取基準に基づいた学校給食を実施するためには、給食費の値上げは避けられない状況となっております。

このような状況の中、町長の行政報告の中で報告させていただきましたが、教育委員会におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策としまして、町内小中学校の学校給食費の援助として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費2か月分を援助させていただいているところであります。

給食費につきましては、県内の自治体において、子育て支援として、給食の全額補助や一部補助を行っている自治体が増えてきていることは承知しているところではありますが、本町におきましては、保護者の皆様には御理解をいただきながら、無償化ではなく、子供たちの将来を守るために安心・安全な食材を使うことに対して経費を負担していきたいと考えております。

しかしながら、学校給食は児童生徒の心身の健全育成のため、これまでどおりの栄養と量を保った学校給食を提供することが重要であると考えておりますので、今後も物価高騰が続き、給食費の値上げが続くようであれば、議員の御質問にありますように、継続的な対策につきましては、具体的にどのくらいの費用が必要になるかなどを試算し、検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 最初の質問から再質問をさせていただきます。

1番目の、土産物に対してニーズが合っていないのではないかとという観光客の御意見などを言わせていただきましたが、商品に関してはお金をかけて商品開発なども行われていますが、ニーズがどうなのかなというところが疑問に思っています。よく町なかで時々ですが行われるフリーマーケットや町内の美容室やカフェなどで、町内の方が作られて売っていらっしゃる小物や雑貨があります。そういうものも観光地のお店で売っていくというのも地元の方の収入が得られているのではないかと思っているところです。

商品に関して何か意見がありましたらという答弁もありましたので、加えて申しますと、先日はまだせ市場のところでしろやま支援学校の生徒さんたちが高千穂高校剣道部の竹刀から作ったストラップを売られていました。原材料もほぼそんなにかからず、特色のある商品だなと思ったところです。地元の町民の方から、高千穂はパワースポットなのでパワースポットを生かして、神社の間伐材や倒れた木などがあればその木を生かしてパワースポットで売る木のストラップな

どを作っても観光客には売れるのではないかという御意見なども伺っております。そのような地元のものを生かしてお金をかけずに作る商品開発などということは、考えとかはおありでしょうか。企画観光課長と町長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

しろやま支援学校の、高千穂高校の剣道部の使わなくなった竹刀を活用したというのは、私も生徒から送っていただいて、持っております。非常にいいところに着目したお守りだなというふうに思っております。そのあたりも、もしも販売のチャンネルとして道の駅、あるいはがまだせ市場鬼八の蔵での販売がしていただけるのであれば、交渉をしていくこともできるんじゃないかなというふうに思います。

また、御神木を活用したお守り等につきましては、高千穂神社等でも販売をされておりますけれども、神社としての売上げといたしますか、そのあたりに影響がないかどうかというのも少し気になるころではありますけれども、その物を売るということに対してはそうですけれども、もしそういった材を使って新たなお土産物の開発ができるということは、議員がおっしゃったとおり、パワースポットといった高千穂のイメージ、神話性、そういったところが魅力的なお土産物として認知される可能性はあるかなというふうにも思いますので、頂いた御意見を参考にさせていただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 多分、町なかの小さなカフェや美容室などに置いてある小物類も観光客として見たときにはニーズがあるんじゃないかなと自分では思うんですけども、それらの町内の方々の商品を道の駅、がまだせ市場で販売するとして、最初設立当時から品物を出すときの手数料が高いんじゃないかということで、まちづくり公社が経営するに当たって手数料について問題点になっていました。手数料についてそのままそのときのパーセンテージで今も行われていると思いますが、道の駅、がまだせ市場で品物を出す場合、町内の方々が出品すると現状どのくらいの手数料がかかるのか、質問したいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） 現在手元に資料を持ってきていませんけど、正確ではありませんが、私の記憶しているところでは25%だったと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） やはり町内の方々が出品するに当たって品物を出すと25%は

ちょっと高いので、町内の方々にお金を落とすという目的を持つのであれば、町民に限っては手数料を下げるといいのではないかなと思います。まちづくり公社も民間になられて、これからいろんな方向で利益は得なくてはいけませんが、そこからのみの利益でやっていくわけではないので、今後を見据えた上で手数料を変えるというのはできるんじゃないかなと思うんですけども、この点について、町民限定の手数料を下げることについて、お考えはどうでしょうか。町長。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

この手数料の設定につきましては、いろんな販売店、道の駅等の事例も参考にしながら設定をさせていただきました。将来的には自走していかなければならないという中で、しっかり収益を得ていく委託販売の手数料を頂くためには、この手数料で進めさせていただきたいと考えますが、一部例えば福祉作業所とか、そういった部分について考慮するという、検討する余地はあるかなと思います。全体的に町民の皆さんの手数料を一律に下げることについては、経営上なかなか厳しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひいろいろな種類で福祉的な分野での出店とかいろいろな目的が違ったものもありますので、一律とは申しませんが、柔軟に対応できるところは柔軟に対応していただけると、町民の方々も品物を出しやすいのではないかなと考えているところですので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、2点目の質問なんですけれども、町長の施政方針にもありましたが、三田井地区のにぎわいづくりに力を入れていく、これからまたいろんな人々が集う場所をつくっていくというようなことを施政方針で伺いました。今回の答弁にて、チャレンジショップの支援に関して5年間でチャレンジ開店支援として8件を支援していらっしゃるということで、そのチャレンジショップとして支援された方々は三田井地区において今も営業ができていますか。町長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

新たな店舗を開店するときの支援を行ったわけなんですけれども、8店のうち全てが継続できているわけではなく、御自身の事情により、開店をしたけれども閉められたという店舗もあります。町なかみみたいな市街地においては、観光客が最近歩く姿も多くなってきたなと思うんですけども、やはり飲食店が不足しているのではないかなと思っておりますので、そこらあたりのコロナも収

まって、さらに市街地の例えば旧商工会跡地とかの整備もこれから進めていく中において、そういった観光客の皆様を受け入れられる店舗を引き続き、このような制度があるという周知もしっかりと行っていきながら、新たな開店につなげていきたいというふうに思います。回答としては、全てのお店が引き続き継続できているわけではないといったことではありますが、多くの店舗が継続していただいております。

詳細が必要であれば、建設課長、把握できていますでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 今お話のあったチャレンジショップの開店状況ですけれども、8件という答弁内容でございますけれども、その中にはまだ開店まで至っていない、まだ工事が終わっていない分も含めまして8件、またその8件の中には開店当初支援した方もいらっしゃるんですけれども、御都合により営業をやめたというような例もございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 町なかのにぎわいづくりについては、地元の町民の方々がやはり人が歩いて何ぼというか、歩いていただけるとにぎわうというのを希望されております。そのために町のほうもチャレンジショップで協力はされているということですが、なかなかそれが現実的に今、目に見えて成果が出ていないように感じています。お店がなかなか少ない、食べる場所がないというのはいろんなアンケートからみんな分かっているところですが、ほかの観光地ほどに望みませんが、有名観光地になると同じような品物であってもお店が次々にお土産品店が並んでいたりして、歩くときに楽しんで歩けるというまちづくりになっているところも多々あります。そのためには空き家とかが今町なかにもたくさんあるので、空き家の再利用も急がないといけないのではないかなと思いますけれども、聞くところによると、空き家の利活用についてはなかなか持ち主の方との交渉が一番の問題になっているということですが、担当課の方々だけではなく、町長としても町なかのまちづくりについて、空き家の利活用について、持ち主さんたちの現状についてはお話を伺いに行かれたりすることはあるのでしょうか。町長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

空き店舗を貸してくださいという形で私が直接お話に行った事例はありません。どうしても空いているという中において、店舗部分が空いているというようなところもありますけれども、居住空間が同じ建物の中にあるという部分についてはなかなか難しい部分もあるなというふうに思っておりますが、一歩踏み込んで、移転していただくというようなことを町で補償するようなや

り方ができるということになれば、そのあたりまで踏み込んでの交渉というのはできる余地はあるかなと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） やはり間接的に人を通して交渉をするような内容であると、皆さん誠意を持って対応されないというところが多いような現状を自分としては伺っています。町としても交渉の仕方などをいろいろ考えて空き家の再利用について町民の中に入っていきといいのかなど思っているんですけども、実際に町なかで買物をしたときとか、町なかを歩いていたときなどは、執行部の方々と直に話したいとか、町長にこれは言いたいとか言われている方もいますんですけども、そのようないろんな方のお話を町なかで聞くなどということのをこれから先もやっていこうというお考えなどはないでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

今後の方針として述べさせていただいたこととして、三田井のバスセンター周辺の再開発みたいなこともしっかり構想していきたいと考えております。その中でやはり三田井地区の皆様方にも直接意見を聞きながら構想をまとめていきたいなと思っておりますので、そういった中でもいろいろな御意見を聞きたいというふうに思います。それと併せまして、もし空き店舗、空き家を有効活用ということを使っていいよというようなお話があるのであれば、ぜひ私のほうにも御紹介いただき、直接お話をさせていただく。対象者についてはなかなかこちらからは把握できない部分もありますので、ぜひ広くそのようなお話があれば、もちろん担当課はまちづくりについては建設課が主体でやっておりますけれども、通してでも構いませんので、ぜひそういった情報を上げていただきたいと。その部分がまちづくりにとって重要な場所であるということになれば、私のほうも直接お話をさせていただいて、まちづくり全体の人の流れをつくっていく、そのような部分において空き家が点在するというのはマイナスイメージにもなりますので、ぜひおつなぎを頂ければありがたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ町長自らお話を伺いに行ったり、飛び込んでいってコミュニケーションを取るなどの思いを伝えられるといいのかなと思っております。施政方針でしっかりと述べられたので、その情報を町民に広く訴えて、いろいろな方からの意見を聞くことを希望したいと思います。

次の質問に行きます。

ふるさと納税に関してですけれども、それぞれいろんな議員からもふるさと納税の目標額が達成できなかったことに対して、いろいろ予算委員会でも質問が出ておりました。やはりここに書いてありますようなことが理由ではありますが、視点を変えてみて生産するものが不足しているとかいうところを改善するために、よその自治体とかでは自動販売機などを設置して訪れた観光客にその土地で利用できるふるさと納税の返礼品を販売するなどという事業があっていて、自分が調べた限りでは田舎のほうの自治体でも月1,000万で年間1億近くのふるさと納税での販売が上がっております。こういうやり方、いろんなふるさと納税については方法がありますが、そのような方法などはお考えなどはないでしょうか。町長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

確かに宮崎市などのふるさと納税については、この前、宮崎空港を利用した際に自動販売機が設置してあるのを拝見しましたし、もちろんニュース等でも聞いております。初期費用がどれほどかかるのか、私も詳細に把握できておりませんので、そこあたりが費用対効果として出てくるのであれば、私ども直接財政課が役場の中では所管ですけれども、情報収集に当たりたいというふうに思います。また、道の駅等でもその商品を購入するということに当たって、その場でふるさと納税を申込みして、その商品を返礼品としてお返しするような取組も実際やっております。なのでそのあたりの充実強化という点では自動販売機というのも新たな取組として魅力あるものにできる可能性はあるんじゃないかと考えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、福祉計画についての再質問に入りたいと思います。

先ほどの答弁によりますと、高千穂町の現状では、介護サービスを利用している後期高齢者の人口は、令和12年までは増加傾向であります。その後減少に転じる見込みとのことで、そのために事業所の人手不足もあり、サービスを提供している事業所等は新たな事業を開始する予定はないという答弁でした。これは計画策定委員会のほうでもそのような説明を受けましたが、居宅サービスと施設サービスがあり、施設サービスのほうがこれ以上はというところの説明ではありませんけれども、施設サービス待機の方は現状、本町に何人ぐらいいらっしゃるのか、げんき荘所長に伺いたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） 御質問にお答えいたします。

ただいまの施設入所に対する待機者の数字は、私のほうは把握しておりませんが、施設

に対してはそれぞれの施設に申込みになっておりますので、直接的にはまだ把握できていないところですが、また調べて御報告はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 多分、在宅介護の方々の人数がそれらの人数ではないかなと思っておりますけれども、たくさんの方々が自宅などで介護を受けていると思っております。施設サービスの提供が無理なのであれば、居宅サービスが重要になりますので、居宅サービスの中のいろんなサービスが多分足りていないと自分は感じています。

昨年度、計画策定に当たってサービスについてのアンケートを現場の方から取ったところによりますと、居宅サービスの中でやはり通所リハがないこと、それから訪問のサービスをする分も人が足りていないということが問題点になっておりました。居宅でサービスを受ける方々が安心して受けるためには、やっぱりサービスの充実が必要ではないかと思っております。当面の中では、サービスをうまく利用してやっていきたいということでありましたが、うまく利用していくというところの具体的な施策は何かお考えがありますか。町長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

うまく活用するというのは、なかなか具体的にというところは難しいんですけれども、やはり通所型の施設が以前一部あったところが内容変更されたところもあり、なかなか町としても苦慮しているところがございますけれども、デイサービスとかそういったところでのリハビリといいますか、そういった部分につながるようなサービスを展開されているところもありますので、そういったところを町としても御紹介するとか、そういった本来の利用の仕方ではないけれどもそれに近いようなサービスをうまくマッチングさせていくというところを町が間に入って進めていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ在宅介護をされている方々へのサービスが行き届くような方法を考えて、取り組んでいただきたいと思います。そして一番の理由が介護人材が不足していることということが、やはり毎年課題で挙げられていますが、なかなか解決が難しいところです。最低ライン、町として、介護研修を受けられた方や今現状仕事をされている方などに処遇改善などの補助を出すとか、そのような対策を取るなどというお考えとかはないでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） お答えいたします。

介護関連については、町として独自に処遇改善というのはなかなか財源的にも難しい部分もあるんですが、国として処遇改善を図るといところで打ち出されておりますので、その部分で対応する、今のところ、国としての施策の中で処遇改善を図っていくといところで考えているところではあります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） いろんな方法を考えて、やはり高齢化が44%超す時代になっていきますので、人材確保も人ごとではなく考えていかなくてはいけないと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、グループホームについてですが、障害者の家族の方々は、グループホームの設立を切に願っております。今回の答弁で早急に対応するといことが書いてありましたが、3町でまた対応するようなことも書いてあります。とにかく障害者の家族の方々は緊急に預ける場所がなくて困っていらっしゃると思いますので、ぜひ急いでいただきたいんですけども、そのような緊急性についてはどの程度お考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

グループホームにつきましては、以前よりそのような御相談を受け、その必要性については、3町としても認識をしているところではあります。これまでも例えば町営住宅の空いているところなどを活用できないかとか、空き家を改装してそういった施設にできないかとか検討した経緯はあるんですが、なかなかいいところがなかったというのが実情でございます。今回、特に障害を抱えていらっしゃる御子息がおられる保護者の方については、高齢化も進んでいるということもあって、親亡き後の対応をどうしていこうかといことが大きな課題だし、緊急時の対応で受け入れていただくところが、見ていただけないといったところ、切実な悩みだといふふうに認識をしております。

このような中、今年度、実は緊急に県の補助事業を使ってグループホーム建設を考えたいといところがあったんですけども、いろいろな書類、あるいは場所の選定、こういったところではなかなかいい条件がそろわなかったといことがあります。新年度、ぜひ国・県の事業を活用してやりたいといことで、しっかり場所の選定から再度検討し、取り組みたいとい意向の団体がありますので、そこを町としても支援をしていながら、できましたら令和6年度、新年度にキックオフができないかといふふうに、それが実現するのであれば、町としても、場所の選定も含めてですので、各課連携して、強力に支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひ長年検討されてきたけれども実現されていない部分のことですので、困っている方々に情報を提供して、積極的に行政のほうも関わって、その話を進めていただきたいと思います。やはり向こうからの申告になると、相談も申告全て、困っていらっしゃる障害者の家族の方やら、その施設の方やらからの申請になりますとなかなか進まないで、行政のほうからも積極的に関わって進めていただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

次に、学校給食の継続的な支援について伺いたいと思います。

まず最初に、町内の児童生徒にかかる給食費の全体の総額を教えてください。教育長、また教育次長、お願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えいたします。

現在、小学校の給食費の月額が4,380円、それから中学校の給食費の平均が4,800円となっております。この金額に小学校の児童数505名と、中学校の生徒数262名で、1年間の給食費を計算したときに約3,800万ということになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 本町は今回、条例改正も出ていますが、子育て支援金についての値上げ議案も提出されており、子育て支援金の支給など、ほかの自治体にはない手厚い制度があります。その上、給食費を無償化、先ほども答弁のほうにもありましたが、無償化となると、今言われたような3,800万円の財源が必要となるので、財政的なことも考えると、自分としては無償化は無理なのかなと思っております。個人的には子供の食べるものでありますので、親が責任を持ってお金を払い食べさせていただくというのが自分では思っているところではありますが、昨今の物価高によりまして、調理の中の給食の実態もなかなか大変になってきております。答弁で詳細に知らせていただいたのですが、値上げ率も出ており、なかなか大変な家計で給食を賄っております。しかし現状、やはり今の給食費の中で給食を賄うとなりますと、生野菜を冷凍に替えたり、果物とかは最近ほとんど給食には出ておりません。ほかにも、四季折々行事ごとに子供たちの唯一の楽しみだったゼリー、デザートなども給食費の残り具合やその予算によって、あつたりなかったりという状況になっております。せめて給食、物価高でありましても、食材の栄養価は一緒でも食材を替えるというような内容をせずに子供たちに給食を与えてあげられたらいいのかなと思っておりますが、教育長的には、現状の給食の在り方についてはどのようなお考えで

しょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 佐藤さつき議員の御質問にお答えします。

今解説もしていただきましたが、学校現場は一元単位以上、一銭単位で計算をして値上げをしないようにということ、そして、将来を支える子供たちの栄養面をしっかりと確保するというところで、本当苦しい中でやりくりをしていただいていますので、それに対して財政的なものも伴いますけれども、物価高騰がこのまま続くようであれば、やはりお願いをして補助をしていく。そして一定の栄養水準を維持していくということは考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 給食の実態を分かっている教育長のほうがお考えになっていらっしゃると思いますので、答弁にあったとおりのお考えだとは思っております。現状この全体の給食品に係る消費税、最初に質問で上げました、せめて消費税、物価高騰分でも補助があれば、実際子供たちが食べる食材の中からその分だけ辛抱しなくていいようになるんですけれども、全体の給食費に係る消費税の分が大体お幾らか分かりましたら、次長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 先ほど答弁いたしましたとおりの、約3,800万ということになっておりますので、この金額が食材費ということで考えますと、8%の消費税分になりますので、約304万円が消費税分に当たるというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。時間ですのでまとめてください。

○議員（3番 佐藤さつき議員） ぜひその304万円の消費税分だけでも、町が継続的に支援していただくと、子供たちの食材の内容も、質を落としたり、栄養価は変わらないんですけれども、なくなる食材があったりとかそういうことがないように検討していただけたらと思いますので、町長として最後に一言だけお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

なかなかこういった支援というのは、一度始めた場合ずっと、急にやめるというわけにはいかない部分もありますので、なかなか難しい部分ではありますが、物価高騰という現状を、これはまた下がってくればいいんですけれども、このような状況にありますので、引き続き国の交付金等で使えるようなものがあればということと、さつき金額の提示がありましたけれども、一部でもということについても、これは財政また教育委員会、一緒になって少し検討させていただきた

と思います。頂きました御意見については、しっかりと受け止めさせていただいた上で検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、富高友子議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（13番 富高 友子議員） 带状疱疹ワクチン接種について質問させていただきます。

带状疱疹ワクチンは、厚生労働省によって使用が認められておりますが、予防接種法に規定されておらず、個人の希望と医師の判断によって接種していただく任意接種になっております。接種費用が高額であるために、受けたくても控えている方が多いようです。令和6年度から助成を行う予定ですが、ワクチン接種向上に向けた今後の取組について、町長にお伺いいたします。

次に、公共施設会議室での町民のインターネット使用について、本町の中央公民館、武道館、管理センター、コミセンでの会議室を会議や学習、講座等、町民の交流の場としても使用させていただいているところですが、その場でのインターネット使用はできません。情報時代の中、ネットの使用は不可欠です。利用者の方からも要望があるとお聞きしておりますが、設置費用も設備作業もそれほど大変ではないと考えております。会議室でのインターネット使用ができないのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、富高友子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1件目の带状疱疹ワクチン接種についての御質問のうち、令和6年度から助成を行う予定ですが、ワクチン接種向上に向けた今後の取組についてであります。带状疱疹は、御承知のとおり、過去に水ぼうそうに罹患した方が、加齢や過労、ストレス等による免疫力低下により、体内の带状疱疹ウイルスが活性化し発症すると言われております。

特に、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するとも言われています。症状も軽度のものから、痛みが長引き、場合によっては後遺症も残る可能性があるとして

います。

議員のおっしゃるとおり、当ワクチンは予防接種法に規定されておらず、任意接種に位置づけられ、50歳以上の方が対象となります。

また、個人の感染による重症化を予防する手段の一つであり、接種勧奨、接種義務等の公的関与もありません。あくまでも、今のところは個人の意思で接種いただくものになっています。

ゆえに、現在のところ接種に係る経費は被接種者負担となっております。

このことについては、昨年6月の議会の一般質問で中島議員より当ワクチン接種に係る助成について御質問を受けたところでございます。

現在、国では带状疱疹ワクチンの定期接種化について、期待される効果や導入年齢、費用対効果の観点で検討が行われておりまして、宮崎県も国の動向をうかがいつつも、今のところ助成の予定はないようでございます。

しかしながら、発症予防、重症化予防のため接種を意識される方も増えていることを踏まえて、接種助成について近隣市町村等の状況を調査、検討の上、今回の新年度予算で計上させていただいているところです。

助成の概要については、生ワクチンが1回接種で2分の1助成の上限4,000円、不活化ワクチンが2回接種で2分の1助成の上限2万円としています。

議決後に、接種を検討されている方に対し、一部助成を行う制度の情報提供を、公民館回覧や町広報紙、ホームページ等で周知をまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、町長に引き続き、富高友子議員の2件目の公共施設会議室での町民のインターネット使用についての御質問で、会議室でのインターネット使用ができないのかについて、お答えいたします。

近年、情報通信技術や情報処理技術が急速に進展していく中で、情報通信技術の利活用促進に向けた基盤整備が必要となっており、公共施設において、インターネット環境の整備を進めることは、住民サービスの向上や施設の利便性の向上につながるとともに、災害時の通信手段の確保といった面からも、重要なものになってきております。

本町の公共施設のインターネット環境につきましては、現在、中央公民館の会議室におきまして、事務室のインターネット回線を利用したオンライン会議等ができる環境にありますが、これまで、会議室でのインターネット使用について町民の皆様からの御要望については、特にありませんでしたので、そのほかの施設でのインターネット環境の整備は、行っておりませんでした。

しかし、今回、コミュニティセンターの会議室を使用される団体の方から、インターネット使

用についての御要望がありました。ですので、現在、会議室にWi-Fiのアクセスポイントを設置し、パスワードをかけるなどのセキュリティー対策を行った上で、利用していただけるよう準備をしているところであります。

また、武道館と管理センターにつきましては、指定管理者に施設の管理運営をお願いしており、整備費用や回線使用料など、今後、指定管理者との協議が必要となりますので、引き続き検討していくことにしております。

今後とも、町民の御意見や御要望をお聞きしながら、誰もが利用しやすい施設環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 带状疱疹ではありませんが、私は12月に肺炎球菌の予防接種を受けさせていただきました。補助があり、ありがたく思ったところでございます。

昨年度はいつもと違い、私の知り合いの方や周りの多くの方が带状疱疹にかかり、大変つらい思いをされ、通院されておりました。町民から、ワクチン接種を受けたいが接種料が多額のため迷っているとか、ワクチン接種を受けましたが2回分で4万から5万かかるということで、高額である。お隣の町では助成があるのに本町ではなぜないのかと聞かれましたので、質問させていただこうと進めていたところでございます。来年度に予算化されていることをお聞きし、議運の皆さんの配慮もあり、少し変更させていただくことになりました。予算化されたことにうれしく思ったところでございます。また、来年度接種される町民も助かり、ありがたいことだと思っております。

保健センターの所長にお尋ねしますが、今年度、带状疱疹の治療を受けられたのは何名ぐらいいらっしゃるか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） 富高友子議員の御質問にお答えいたします。

本年度、5年度に町立病院で治療を受けた方については、51名の方が带状疱疹というふうに確定したというか、症状で治療を受けられております。そのほかに町内でも病院がありますので、そちらにかかった方もあるのではないかとということで問合せをしたところ、ほかのことでかかってついでであったけれども、恐らくその症状があるのかなという方が何人かおられたというようなことであります。そのほかに町外の病院にかかれた方もあろうかと思っておりますが、町立病院では5年度が51件あったということと、あと民間のこういったデータを扱う会社のほうが高千穂町での推計をしたものを基にしていきますと、大体75名ぐらいいるのではないかとというような情報も得ているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 75名というのはいつもより多いんじゃないかなと思ったところでございます。ワクチン接種には、御答弁にもありましたとおり、2種類ありますが、生ワクチンは1回、不活化ワクチンは2回接種となっております。患者の方にはどちらの種類を受けるのがよいか迷っている方もおられますが、所長の御意見としてはどちらがいいと思われませんか。分かれば教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） 御質問にお答えいたします。

今議員のおっしゃられたように、今現在2種類のワクチンがありまして、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。生ワクチンのほうは1回の接種で済みますが、不活化ワクチンの場合は2回の接種が必要だということで、また生ワクチンのほうは1回が約8,000円程度、もう一つの不活化ワクチンは2万円程度かかるということですので、先ほど言われたように4万から5万と言われましたけども、これは医療機関によって多少違いがありますので、そういうことになろうかなと思っております。

あとワクチンの性質上、生ワクチンのほうが効果が長続きするような結果報告も出ております。不活化ワクチンのほうが効果的には高いということで、生ワクチンがちょっとそれには劣るということですね。

そして、あと費用の面もありますけれども、接種をした後の後遺症といいますか、そういったものについては、不活化ワクチンのほうが多少発熱であったり、倦怠感であったりそういったことがあるということで、医師の診断の下、そこは最終的には選ばれるのがよいのかなと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 私も聞いたんですけれども、不活化ワクチンの効能は持続が10年間と聞きました。だからやっぱりこちらのほうが多いのかなと思ったところでございます。

お隣の町では年間五、六名の方がワクチン接種をされているとお聞きしておりますが、お隣の町では今年度から助成になっておりますので、五、六名ということでした。高千穂町では何名の方がワクチンを接種されているのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） それではお答えいたします。

本年度の数字でありますけれども、町内の病院にかかれた方では、生ワクチンが27名で、

不活化ワクチン39名ということで、66名の方が接種をされているようです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 66名ということをお聞きしました。来年度から助成がありますので、もう少し増えるんじゃないかと期待しております。来年度より、3公立病院が統合されて西臼杵地域公立病院として運営をされます。今後様々な企画や新規事業、助成等を取り組まれると思いますが、今後は3町とも連携されて、足並みをそろえて取り組んでいかなければならないと思いますが、足並みをそろえることについて、所長のお考えはどうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター所長（興梠 晶彦所長） 御質問にお答えいたします。

今、議員のおっしゃられたように、3町とも足並みをそろえていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 例えば、先ほども述べましたように、予防接種事業が3町、例えばですけど、同時に取り組んでいただくことがとても大事ななと思っております。公立病院で町民がひとしく治療を受けられることにつながると考えております。対応していただきたいと思っております。

ワクチン接種の助成について、最後になりましたが、予算化されたことに感謝し、町民への情報提供、周知を早速行っていただきたいと考えております。

これで、センターへの質問は終わります。

次に、教育次長へ質問させていただきます。

公共施設会議室での町民インターネットの使用についてでございます。

今回、御答弁でコミュニティセンターの会議室に無線Wi-Fiのアクセスポイントを設置し、パスワードをかけ、セキュリティー対策を行った上で利用させていただけるよう準備をされているということでございますが、この団体の方々は前々から願われておりましたので、インターネットが使えることに対して喜ばれるんじゃないかなと私もうれしく思っておるところでございます。この団体の方から前々からお話をお聞きして、ネットの使用はできないかお願いに行っておったのですが、当時できない理由に子供たちが集まり、ネットの使用をするから、それができない理由の一つでございました。その対策というのは解消されるのか、パスワードをかけるということでしょうか。御説明ください。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 富高友子議員の御質問にお答えいたします。

Wi-Fi機能を設けて今回するわけでありませけれども、利用していただくに当たっては、誰もが自由に使えるようなものになると、公共施設の目的外の使用になるというおそれもありますので、利用していただくに当たってはパスワードをかけるなどのセキュリティー対策を行って利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） そのほかに、ほかの町ではルールを決めたり、体育館であったりそういう施設に貼り紙をしたりして、子供たちには周知をされているようでありますので、またそういうことができればしていただきたいと思っております。

それともう一つ、災害時にはパスワードは、今からですので、不要になると皆さんが使いやすいと思いますが、このことについてはどうでしょうか。次長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） やはり災害時等になりますと、ネット環境がないといろんな情報が取り入れることができないという可能性もありますので、そこあたりはセキュリティー対策も十分にしながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） この団体の方のインターネット使用の一番の目的をお聞きしたんですが、今たくさん情報が入っております。その中には有名人を名のる偽広告などが広がっているようです。その中にも詐欺情報がたくさん発生しており、詐欺等を発生前に止めたり、見破るためにインターネットを使って指導者より開けない方法や操作等を学んで未然に防ぐことを教室で習うことができ、安心できるということも言われておりました。それについてはどうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問にお答えいたします。

やはりそういったパソコン教室等で学習をするということは、その方々もネットを利用する上でとても大切なことだというふうに思っておりますので、その点については十分注意して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 先ほども言いましたけど、有名人を名のる偽広告が広がって、

なりすまし広告というんですかね、国も対応がまだできていないということを言われていました。配信元は、国内ではなく、外国からの配信も多いということです。防ぐことができず、被害者も増えて、泣き寝入りされる高齢者も多いとお聞きしております。このことから、現在、パソコン教室は自主講座となっておりますが、来年度の公民館講座の中には、初級程度でいいんですが、パソコン教室はありますか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問にお答えいたします。

パソコン教室については、これまでも公民館講座等で実施をしておりますので、引き続き行っていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 次に、板倉議員も質問をされますが、防災で、都城市もですが、延岡市が災害に強い無線Wi-Fiを避難所に指定されている公共施設に配置し、3月4日より運用開始をしております。都城市もこれからということですが、お隣の高森町では公民館でもインターネットが使用でき、停電のときでも使用できる状態にあるそうでございます。災害時の通信手段の確保の面からも、今後お考えはあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問にお答えいたします。

インターネット環境の整備につきましては、他の施設についてもそういった環境が必要ではないかというふうに考えておりますので、そこあたりは関係課とも協議をしながら整備を進めていく方向で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 最近、地震や豪雨等の災害が発生しておりますので、ぜひ対策を行っていただきたいと思います。

次に、議会でも議会報は1台パソコンを使いますが、ネットもですね、1台しかなくて、近年は議員の皆さんも一生懸命頑張っておられて、自分のパソコンを持ち込んで作業をされております。1台だけでなく個人のパソコンもネットが使用できるよう議員の方も議会報の方も望まれておりますが、これは議会事務局長にお願いすればいいですかね。今後要望していただけるか、予算化、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 議会事務局長。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 友子議員の質問にお答えします。

先日、予算の委員会でその話があったと思います。非常に議会の皆様方が議会報を作る上で苦慮されているのは存じ上げているところでございますので、うちだけということではなくて、恐らく庁舎内全部がWi-Fi使えるかどうかということになるかと思いますが、そこは関係課と協議の上、なるべく努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 議会報の方もたくさん喜んでおられたように見受けました。ぜひそのようになるといいなと思っております。

生涯学習の中で公民館講座等受ける方の中には高齢者も多く、学習だけでなく、みんなで集まって会話をしたり、人と会うことで楽しみも増えて生きがいにもなり、健康寿命を延ばし、医療費削減にもつながると思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、通信がなければ生活に支障を来すような段階に入ってきております。特に高齢の方になると思いますが、そういうものから取り残されたがために不利益を被るようなことがないように、毎年、公民館でも専門の業者を呼んで講座を開いております。併せて小中学生も学校で一人一台のタブレットで、先ほどありましたようにリテラシー、使い方の問題も毎年研修しておりますので、町民全体にそういったものが広がっていくように尽力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 情報時代の中ですので、皆さんに広がるようお願いしたいと思っております。御答弁にもありましたように、インターネット環境の整備を進めていただき、住民サービスの向上や施設の利便性の向上、特に災害時の通信手段の確保等の面から、重要だと考えております。他の施設や指定管理者の施設も、町民が利用しやすい施設環境の整備に努めていただきたいと思いますが、今後このことを進めていただくについてはどうでしょうか。次長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（林 謙一次長） 御質問にお答えいたします。

今後とも、町民の方々の御意見とか御要望とかをお聞きしながら、誰もが利用しやすい施設になるように、公共施設等については整備を進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。

○議員（13番 富高 友子議員） 公共施設会議室でのインターネット使用について、今回は早速、即対応していただきましたことには感謝し、評価をさせていただきたいと思います。今後いろいろな面でまた進めていただきたいこともたくさんあるかと思いますが、町民のためによりしくお願いして、質問は、ちょっと皆さんより早く終わってしまいましたが、これで終わりたいと思います。

.....

○議長（坂本 弘明議員） ここで、午後3時まで休憩いたします。

午後2時48分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、板倉哲男議員の質問を許します。質問席に登壇願います。

○議員（5番 板倉 哲男議員） では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

防災対策の充実強化についてです。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、半島ということに加え、急峻な地形であることから、救助や支援が遅れたこともたびたび報道されました。

南海トラフ巨大地震が30年以内に発生する確率が70から80%とされており、本町では震度6弱が想定されています。災害が大規模であればあるほど、救助や支援は遅れることから、本町における災害の備えを一層強化する必要があります。

まず、各家庭における備蓄の啓発についてです。

令和4年の内閣府による防災に関する世論調査において、食料・飲料水・日用品・医薬品などを準備していると回答した人は40.8%にとどまっています。おそらく、本町においても同程度だと思います。これまでの町の備蓄啓発の取組は、全世帯に配付している防災マップに備蓄のページを設けたり、毎年開催している防災訓練において備蓄の啓発に取り組んでいるとのことです。今後、今以上に啓発するには、現時点で関心の低い人に関心を持ってもらう取組が必要になります。例えば、役場ロビーやサルタフェスタなどのイベントにおいて、防災や備蓄のブースを設けるなど、多くの人が集まる場所において啓発の取組を行えば、関心が低い人にも目を止めてもらえると思います。

次に、備蓄期間の見直しについてです。

能登半島地震では、集落の孤立が長期間続いたところがありました。石川県知事が、孤立集落について実質的に解消したと記者会見したのが1月19日でした。備蓄については、最低3日分

と以前からよく言われます。そのため、高千穂町地域防災計画において、住民に啓発する備蓄の必要量を3日分相当としています。しかし、本町は能登半島と同様に急峻な地形が多く、また、半島ではありませんが溪谷が広がる地形です。大規模な災害が発生した際、長期間孤立する可能性は大きくあると思います。そうしたことを考えると、備蓄が3日分相当では不十分なケースも起こり得ると思います。現在、高千穂町地域防災計画において、住民に啓発する備蓄の必要量を3日分相当としているところを、最低3日分、できれば1週間以上などと改め長期間の孤立にも備えるようにするべきではないでしょうか。

次に、指定避難所における備蓄についてです。

これまで説明したとおり、基本的に水や食料といった備蓄は家庭や職場ですべきものですが、災害によって家や職場が被災し、備蓄を取り出せなくなることもあり得ます。そうした事態に備えて、町として備蓄をしています。一方で、本町には指定避難所が29カ所、福祉避難所が3カ所あります。このうち町が備蓄を保管している指定避難所は7カ所にとどまります。集落の孤立に備えるため、また、速やかに必要な物資を交付するためには、より分散して備蓄するべきだと思います。備蓄の保管が可能な全ての指定避難所において、町の備蓄を保管してはどうかと思います。

次に、公民館における備蓄と自主防災組織についてです。

備蓄の分散化の観点から、公民館における備蓄を推奨するべきだと思います。町は、町内56公民館に対し運営補助金を支給していますが、補助金の使途について一部を備蓄の購入に充てることを促してもよいと思います。また、備蓄の管理は公民館を単位とした自主防災組織が主体的に行うのが望ましいと思います。しかしながら現在、56公民館のうち、自主防災組織を結成しているのが42の公民館にとどまっているようです。公民館における備蓄の充実を促すとともに、56公民館全てにおいて自主防災組織を結成するよう働きかける必要があると思います。

次に、町の備蓄についての情報共有と管理についてです。

先のとおり、町は備蓄をしています。何をどれだけ、どこに保管しているかの情報について住民と共有されていません。災害が大規模であればあるほど、職員は多忙を極めます。また、備蓄を使用するのは主に住民です。そのため、住民が備蓄の内容や備蓄場所、使用方法を把握し、さらに日常的な備蓄の管理も自主防災組織を中心とした住民が主体となり行うことが望ましいのではないかと思います。

災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、町の備蓄について住民と情報共有をし、日常的な管理も地域主体で行う体制を構築してはどうかと思います。

次に、事業者との協定についてです。

備蓄には、自助となる家庭備蓄と、町・県の公助となる現物備蓄のほかに、協定を締結してい

る業者等から物資を提供してもらう流通備蓄があります。町の地域防災計画においても、必要に応じて、町・商工会等と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めるとあります。しかし、現時点でそうした協定は締結していないとのことです。本町には町商工会所属の商店に加え、スーパーやドラッグストアなどがあります。これらの業者と災害時における物資供給に関する協定を締結するべきだと思います。

次に、孤立可能性のある集落への情報伝達手段の整備についてです。

道路の寸断による孤立に合わせて、携帯電話基地局の被災、光回線の断線により通信が孤立することも考えられます。こうした孤立状態となれば、助けを求めることも、必要な支援が何なのかの調査もできず、支援が大幅に遅れる可能性があります。以前は上野出張所、田原出張所に衛星電話を配備していたとのことですが、現在は無いとのことです。衛星電話などの非常時における通信の備えを配備するべきではないでしょうか。

次に、大規模災害時における相互応援体制についてです。

2018年に、南海トラフなどの大規模災害に備え、佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町で大規模災害時における相互応援協定を締結しています。この中で、大規模災害時には生活必需品の提供や避難及び収容施設並びに住宅の提供などに努めることなどが定められているとのことです。能登半島地震においては二次避難先を確保していくことが重要であることが報道されていました。南海トラフについて言えば、本町は支援する側の役割が求められます。本町として提供可能な避難及び収容施設並びに住宅の提供はどれほどあるのでしょうか。

次に旅館・ホテルとの協定についてです。

能登半島地震においては、災害関連死を防ぐ、また、感染症拡大を防ぐために、旅館やホテルなどの二次避難所の確保の重要性が指摘されました。

町の防災計画でも、館内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館やホテル等の利用を検討し、あらかじめ協定を締結するなど、避難所の確保を図るとあります。しかし、町と町内旅館・ホテルとのそうした協定は今のところないとのことです。町内旅館・ホテルと、災害時における宿泊施設の提供に関する協定を締結する必要があると思います。

次に、避難所の寒さ対策についてです。

能登半島地震は、真冬に発生したことから、避難所における寒さ対策が課題とされました。本町においても冬の寒さは厳しく、気温が氷点下となることは珍しくありません。町が開設する6か所の避難所のうち、管理センター、上野出張所には冷暖房が完備されていますが、そのほかの避難所には暖房設備がありません。また、冷暖房設備があっても、停電の発生により使用できないことも考えられます。現在の町の備蓄のうち、寒さ対策に活用できるのは、毛布

75枚、ストーブ4個しかありません。真冬の大災害に備え、毛布やストーブなどの寒さ対策をより充実させるべきではないかと思えます。

次に、小中学校における防災についてです。

学校施設は子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割も果たすことから、防災機能の強化は極めて重要です。現状を正しく把握し、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進する必要があります。また、ハード面だけでなく、災害発生時のマニュアル作成や防災教育、避難訓練、児童生徒用の非常持ち出し袋の用意などのソフト面の整備も求められます。さらに、災害発生時においても給食が継続して提供できるよう、食料や水などの備蓄が必要ですし、避難訓練時には備蓄食材を給食として提供するなど、日常的な運用が望ましいと思えます。

次に、地域防災の担い手として期待される中学生についてです。

高齢化の進む本町の現状や大規模災害であればあるほど、町職員のマンパワーが不足することを考えると、中学生には地域の防災の重要な担い手としての役割も期待できると思えます。災害時には避難所運営の一員としての役割が期待されますし、平常時には中学生が講師となり、防災についての講習会を地域住民向けや小学生向けに開催したり、防災についてまとめたハンドブックを中学生が主体的に制作し、地域に配付したりしてはどうかと思えます。

以上を踏まえ、町長に伺います。

1点目、町民への備蓄の啓発に今以上に力を入れる必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

2点目、町民に啓発する備蓄の必要量は、3日分相当では不十分と思えますが、町長の考えを伺います。

3点目、集落の孤立に備え、備蓄の保管が可能な全ての指定避難所において、町の備蓄を保管してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目、備蓄の分散化の観点から、公民館における備蓄の充実を促すとともに、備蓄の日常的な管理を行う自主防災組織を、56公民館全てにおいて結成するよう働きかける必要があると思えますが、いかがでしょうか。

5点目、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、町の備蓄について住民と情報共有をし、日常的な管理も地域主体で行う体制を構築してはどうかと思えますが、いかがでしょうか。

6点目、流通備蓄の確保のため、町内の事業者と災害時における物資供給に関する協定を締結すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

7点目、通信の孤立に備え、衛星電話などを配備するべきではないでしょうか。

8点目、自治体間の相互応援協定に基づき、提供可能な避難所及び収容施設並びに住宅の提供

は町内にどれほどあるのでしょうか。

9点目、町内旅館・ホテル等、災害時における宿泊施設の提供に関する協定を締結する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

10点目、本町における避難所の寒さ対策をより充実させる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

同様に、教育長に伺います。

1点目、町内小中学校における防災機能の確保状況及び今後の防災機能推進の考えを伺います。

2点目、災害発生時のマニュアルや防災教育、避難訓練、児童生徒用の非常持ち出し袋など、小中学校における現状のソフト面の防災の取組を伺います。

3点目、災害発生時においても給食を継続して提供できる体制の整備の現状について伺います。

4点目、地域防災の担い手として期待される中学生をいかに育成し、どのような活躍を期待するのか伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、防災対策の充実強化についての御質問のうち、1番目の、町民への備蓄の啓発に、今以上に力を入れる必要があるのではないか、についてであります。高千穂町地域防災計画内におきまして、各家庭や職場での備蓄については防災訓練の実施等を通じて啓発する、とすることから、現在は毎年行っている防災訓練において対象地区の皆様に対し備蓄の啓発を行っております。また、町内全世帯に配付しております防災マップ内に、備蓄品及び非常持ち出し品のページを設け、啓発・周知を行っております。今後につきましては、町広報誌4月号で、備蓄品の啓発について掲載を予定しているほか、引き続き防災訓練における啓発や、テレビ高千穂の文字放送などを利用し、年間を通して備蓄の呼びかけや防災意識の向上に関する取組を行ってまいります。

次に、2番目の、町民に啓発する備蓄の必要量は3日分相当では不十分ではないか、についてであります。現在、高千穂町地域防災計画では、備蓄については3日分相当と記載しておりますが、町内全戸に配付しております高千穂町防災マップ内の備蓄品及び非常持ち出し品のページには、少なくとも3日（できれば1週間）は自力で生活ができるように準備、と掲載しております。

この掲載内容のとおり、3日はあくまで最低ラインであり、大規模災害を想定しますと1週間程度は必要となる可能性もあるため、先ほどの御質問にもありましたが、今後は町民の皆様への備蓄啓発につきましては、今まで以上にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

次に、3番目の、集落の孤立に備え備蓄の保管が可能な全ての指定避難所において、町の備蓄

品を保管してはどうかについてであります。現在、町の備蓄品保管場所として、旧町病院跡地の建物内、指定避難所の6カ所に設けております防災倉庫において備蓄品の保管・管理を行っております。その他の指定避難所は、ほとんどが各地区の公民館となっており、日頃から町民の皆様が様々な利用をされておりますので、町の備蓄品の適正な保管・管理、安全性の確保など、十分に行えるか危惧しております。

これらのことも踏まえながら、今後は公民館ごとの自主防災組織の御理解をいただきながら、それぞれにおいて、備蓄または炊き出し等のできる体制整備などについても協議をしてまいりたいと考えております。

次に、4番目の、備蓄の分散化の観点から公民館における備蓄の充実を促すとともに、備蓄の日常的な管理を行う自主防災組織を56公民館すべてにおいて結成するよう働きかける必要、についてであります。議員御指摘のとおり、全公民館での自主防災組織の設立は必要と考えております。

本町では、平成17年の台風14号災害により、尊い人命を失うなど甚大な被害を受けましたが、このときから各公民館へ自主防災組織の働きや重要性を御説明し、防災訓練などを行いながら設立していただけてきましたが、現在、56公民館のうち42公民館において設立していただいております。

広域消防や警察、県と役場などの関係機関が現地にいない状況でも、各地区の消防団と連携しながら危険箇所の把握や要支援者の対応、連絡体制の確認などを行っていただき、自衛隊など関係機関が到着してからは、様々な情報の共有などを訓練していただいております。

これらのように、自主防災組織の設立には訓練など多くの時間と経験が必要なため、一気に設立とはまいりませんが、残りの14公民館をはじめ、早期に設立し年数が経過している公民館への確認を含め、全地区公民館長会の場などを活用させていただきながら、自主防災組織設立の必要性や組織図、要支援者、危険箇所、連絡体制の確認などをお願いしてまいりたいと考えております。

次に、5番目の、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、町の備蓄について住民と情報共有をし、日常的な管理も地域主体で行う体制を構築してはどうか、についてであります。本町が備蓄しております保存食をはじめとする備蓄品につきましては、各公民館長さんが自主防災組織の会長を務められておりますことから、公民館長さんとの情報共有を行いたいと考えております。実際の備蓄品の使用につきましても、公民館長さんとの協議により決定することとしております。

町民の皆様との情報共有はとても大切なことだと考えておりますが、特に保存食については慎重になる部分もございます。「町が保存食を用意しているそうだから準備をしなくても大丈夫」

といったお考えをお持ちになる方が一定数いらっしゃる想定しているからです。町民の皆様が避難された際、唯一の楽しみは食事であると大半の方が言われるそうですが、自分が用意した好きなものを食べていただき、炊き出し等が準備できるまでの間に必要となった場合、提供するの町が保存しているアルファ米です。このアルファ米などの状況を知っていただくため、地区の防災訓練では実際に食べていただくなどして、自分で備蓄する保存食などの大切さを知っていただく取組も行っております。町の保存食等の使用はあくまでも緊急時のためでありますので、保存食の情報共有の在り方につきましては、慎重に検討・対応したいと考えております。

また、日常的な管理については、自主防災組織による管理運営が、安心・安全で最適であると考えておりますので、全地区での設立や公民館長さんの御理解をいただくよう丁寧に説明してまいります。これからも、町民の皆様に対し、避難するとき最初に持ち出す非常持ち出し品と、災害直後から混乱が収まるまでの、できれば1週間ほど自給自足するための備蓄品の大切さについて啓発してまいりたいと思います。

次に、6番目の、流通備蓄の確保のため、町内の事業者と災害時における物資供給に関する協定を締結するべきだと思うが、についてであります。高千穂町地域防災計画におきまして、民間事業者との物資供給協定の締結について記載されておりますが、現時点での締結実績はございません。令和4年、5年と台風災害等が甚大で物資供給協定の必要性を実感したことから、その案を検討し、令和6年2月から町内の大型店舗5社と災害協定締結に向けて協議を開始しており、調整が付き次第、合同での調印式により締結してまいりたいと思います。この協議では、物資供給についてはもちろんのこと、物資の配送、物資の補給ルートの複数確保など、被災者支援に有意義なものになると期待をしております。

次に、7番目の、通信の孤立に備え衛星電話などを配備すべきではないか、についてであります。議員御指摘のとおり非常時の通信の備えは重要と考えております。その中で、衛星電話は、光回線や携帯電話基地局が破損した場合でも利用が可能であるなどのメリットがある反面、山間部の山影での使用や台風や大雨時に厚い雨雲などがある場合は、電波の減衰が発生するなど天候の影響を受けやすいことや、機器が高額であるといったデメリットもあるようです。

現在、新たな通信方法として、IP無線を検討しております。IP無線とは、携帯キャリアの法人専用帯域を使用するため、災害時に混むデータ帯域や音声規制を回避することで安定した通話やデータ通信が確保できるほか、Wi-Fiによる接続も可能なため、衛星電話よりも安定した通信が可能であるようです。

今年発生した能登半島地震の際にも、このIP無線を利用した活動実績があるほか、総務省をはじめ多くの自治体が使用しているようであります。このIP無線の導入費用は、1台あたり11万円ほどでありますので、1台あたり55万円ほどする衛星電話よりもコストパフォーマンス

スも優れているようです。今後、デモ使用なども予定しておりますので、衛星電話を含め高千穂町に最適な緊急時の通信方法について検討をしております。

次に、8番目の、自治体間の相互応援協定に基づき、提供可能な避難及び収容施設並びに住宅の提供は町内にどれほどあるのでしょうか、についてであります。現在、高千穂町が市町間で締結している災害時の相互応援協定は2件ございます。

1件目が、大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、五ヶ瀬町、日之影町、高千穂町の7市町。

2件目が、熊本県高森町、山都町、五ヶ瀬町、高千穂町の4町で締結をしております。

内容としましては、協定市町の区域で災害が発生し、災害市町が単独での応急措置が困難となった場合に、ほかの協定市町が応急措置を円滑に実施するための事項を定めており、その中に避難・収容施設・住宅の提供が定めてあります。

高千穂町が提供できる施設として、指定避難所を想定しておりますが、そのほか公営住宅や一般住宅につきましても活用を考えております。この提供できる住宅戸数につきましては、町民の方々の被災状況にもよりますので、その時点での協議になりますが、現在のところ住宅改修時の仮転居用に確保しております住宅のほか、4戸ほどが提供可能と考えております。

次に、9番目の、町内旅館・ホテル等、災害時における宿泊施設の提供に関する協定を締結する必要についてであります。現時点での協定締結の実績はございません。地域防災計画におきましては、「管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館やホテル等の利用を検討し、あらかじめ協定を締結するなど避難所の確保を図る」と記載しております。

今後、旅館業組合の御協力をいただきながら、町内各ホテルや旅館業の皆様と協議を進めさせていただき、災害時に備えた対応を進めてまいりたいと存じます。

最後に、10番目の、本町における避難所の寒さ対策をより充実させる必要についてありますが、本町では避難所を開設する場合、主に6か所の指定避難所を開設しております。この中で、管理センター及び上野出張所につきましては冷暖房が完備されており、旧田原中校舎につきましても教室内にエアコンが設置されております。

押方体育館、岩戸体育館、旧向山北小校舎の3か所には冷暖房設備がございませんので、冬場の対策としましては、備蓄品のストーブの使用またはリースによる暖房機器の使用を想定しております。

これまで、冬場の避難所開設の事例がございませんので、様々な問題点などを洗い出し、必要な対策の検討を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長、登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） それでは、町長に引き続き、板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、防災対策の充実強化についての御質問のうち、1番目の、町内小中学校における防災機能の確保状況及び今後の防災機能推進の考えについてであります。大規模災害等が発生した際に、学校施設が果たすべき役割は、まずは児童生徒や教職員の安全確保が第一であります。同時に、地域住民の避難所としての役割を担っていることから、施設の安全性の確保や避難所としての必要な機能を確保することが重要になっております。学校施設の耐震対策など、安全対策は完了しておりますが、避難所としての備蓄等の確保やライフラインの維持、高齢者や障害者等の要配慮者への対応など、十分な整備ができておりませんので、今後、検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、2番目の、災害発生時のマニュアルや防災教育、避難訓練、児童生徒の非常持ち出し袋など、小中学校における現状のソフト面の防災の取組についてであります。現在、町内のすべての小中学校において、災害発生時用のマニュアルを備えて、風水害、地震、火災などを想定した避難訓練を定期的実施しており、また、避難訓練に合わせて防災教育として時間を設けて、災害発生時における危険を認識し、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導が行われております。

児童生徒の生徒用の非常持ち出し袋につきましては、各学校とも現在のところ用意できていない状況にありますが、日頃から災害時に備えた必要な持ち物や備蓄しておく品物、また、そういったものを入れる袋を準備しておくことも必要なことだと考えられますので、今後、学校のほうとも協議してまいりたいと存じます。

次に、3番目の、災害発生時においても給食を継続して提供できる体制の整備の現状についてであります。災害発生時における給食の提供体制につきましては、各学校において、これまでマニュアルなどを定めているものはありません。また、食料等の備蓄として、飲料水や無洗米、非常食、非常用カレーなどを一部備えている学校もありますが、十分な量は備蓄できておりませんので、現状では災害発生時において継続的に給食を提供することは困難な状況となっております。しかしながら、災害発生に備えた運営マニュアルの策定や備蓄品の確保、施設の整備などは重要であると考えますので、他の自治体の取組を参考にしながら検討してまいりたいと存じます。

最後に、4番目の、地域防災の担い手として期待される中学生をいかに育成し、どのような活躍を期待するのかについてであります。議員御指摘のとおり、大規模災害が発生した際にはマンパワーが不足することが想定されるため、中学生には「自らの命は自らが守る」という意識を徹底するとともに、今後は、地域のために力を発揮してもらえようような防災教育を行っていくこ

とも重要になってくるものと考えております。

実際に平成28年に発生した熊本地震の際には、中学生を含む若い世代が避難所での炊き出し作業や避難所運営への協力、被災住宅の片付け作業に率先して役割を担っている姿がありましたし、平成23年の東日本大震災では、「釜石の奇跡」と呼ばれている子供主体の避難の実践で、多くの児童生徒や大人たちが誰一人亡くなることなく高台に避難することができたのも、日頃からの学校での研修や訓練に資するところが大きいと認識しております。また、高齢化が進んでいる本町において、若い世代が地域の防災活動に参加することで、地域での役割を担うことも可能になるのではないかと考えます。

平成28年1月に、高千穂町武道館で開催された宮崎県防災士ネットワークの県大会には、当時、高千穂中の校長であった私の申出により、60名超の高千穂中学生をボランティアとして参加させていただきました。この体験では、生徒はもちろんのこと、防災士の皆さんも子供たちの実践力を改めて認識をされ、以後、輪番での県大会開催地区では、必ず中高生にも参加を促すきっかけとなったと聞いております。

このように、日頃から私は、中学生をまちづくりの一員として捉えてくださいと申し上げているところではありますが、こういった活動もまちづくりの一員としての活動の1つではないかと考えておりますし、次の世代の地域防災のリーダーとして期待されることになるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） では、再質問をさせていただきます。まず、備蓄の啓発についての再質問をしたいと思います。

もちろん、これまで取り組んでおられる啓発については、引き続き取り組んでいただきたいと思いますが、私の主張としましては、今以上の取組をしないと、現状の40%ほどの世帯しか備蓄をしていないという現状を変えられないのではないかとということです。

最初の質問で具体的なことも申しましたが、例えば、役場ロビーですとか、サルタフェスタなど人が多く集まる場所において、そうした啓発をしてはどうかと思います。サルタフェスタにおいては、毎回、世界農業遺産ですとかユネスコ・エコパークの啓発については非常にしっかりと取り組んでいただいております。それと同様に、防災関係、備蓄についての啓発をしてはどうかという考えを持っております。サルタフェスタについては、そういう備蓄用品を扱っている業者さんに来てもらって、販売をしてもらうといったこともしてもいいのかなと思っております。

町長にお尋ねしますが、今、私がお伝えしたような啓発について、新しい啓発の方法が必要になるのかなと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉哲男議員の御質問にお答えいたします。確かに、広報誌で啓発をするといったこと、また、防災マップでの啓発も行っておりますけれども、やはり多くの機会に町民の皆さんにそれを啓発するという機会をより多く取っていくということは必要なことだと思います。

サルタフェスタ等の人が多く集まる場所での啓発というのは、有効な手段ではないかと思えます。また、そういった部分では総務課担当になろうかなと思えますけれども、ぜひ庁舎内でそういった検討して実行委員会と連携して、そこに入れさせていただくということは十分に前向きに考えられる内容ではないかと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、検討いただきたいというふうに思います。

次に、啓発する備蓄の量について3日分相当では不十分ではないかという点ですけれども、答弁では防災マップの中では少なくとも3日、できれば1週間は自力で生活できるよう準備するよという掲載をしているということでした。もちろん、そうした掲載内容については、それで問題ないと思いますが、私がやはり一番気になったのが、防災行政の一番の基本となります、高千穂町地域防災計画においては3日分という記載になっているという点です。この点については、総務課長にお尋ねしたいと思います。やはりその計画が一番基本ですので、地域防災計画について改めるべきところは改めてはどうかと思いますが、総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、地域防災計画につきましても防災マップの記載してありますとおり、できれば1週間という文言を加えて、次の改定のときに改正したいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、そのようにしていただければというふうに思います。

次に、3点目の、指定避難所に備蓄をしてはどうかという件と、4点目の公民館に備蓄を促してはどうかという件については、関連もありますので一括した再質問をしたいと思います。

答弁としましては、指定避難所ですとか公民館において備蓄をするとなると、それを管理する自主防災組織が各地区で組織されている必要があると考えるが、現在のところ42公民館しかないということで、残り14公民館についても自主防災組織設立をお願いしていきたいという答弁でした。

以前から言われることですが、災害が大規模であればあるほど、自助そして共助が求められます。そして共助の力を高めるためにも自主防災組織が求められると思います。答弁の中では、自主防災組織設立のためには、広域消防ですとか県、警察、自衛隊との訓練も必要になるといふ旨の答弁もあったかと思いますが、そういった県とか警察、自衛隊というのは公の公助であって、自主防災組織として活動する上では必須のものではないのかなというふうに思います。そうした県とか警察、自衛隊と連携した訓練をせずとも、町の主導において自主防災組織の設立は可能だと私としては考えているわけですが、再度、総務課長にお尋ねしたいと思いますが、町の主導で全ての公民館における自主防災組織の設立を早急に実現すべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、自主防災組織の早期設立については非常に大切なことだと考えております。ただ、設立に向けましては、どうしてもやっぱり町単独でも訓練が必要でありますので時間がかかるものと考えております。ただ、おっしゃる通り早急に立ち上げることも非常に大切だという観点から、次期公民館長会でこの自主防災組織についてのお話をさせていただき、まず組織図の立ち上げ方などについてお話をさせていただいて、自主防災組織の完全な設立とまではいきませんが、そういう意識を持っていただくようなことを始めたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、そのようにしていただければというふうに思います。特に、私として気になるのが、市の中心部、神殿ですとか町区とか、そういった中心部においてまだ設立されていないということです。やはり人口が多いところで、そうしたものがないとなると非常に災害時混乱するのかなと思いますので、町としても設立に向けて動いていただければというふうに思います。

次に、備蓄についての町民との情報共有について再質問をしたいと思っております。

答弁では、各公民館長と情報共有を行いたいということで、全ての町民向けに情報共有することについては慎重になる部分もあるという答弁でした。理由としまして、町が備蓄をしていることを発信すれば、町が備蓄をしているから各家庭においては備蓄をしなくてもよいと捉える人もいるのではないかと答弁でした。

この点については、私としましては逆の考えでして、町としては、たったこれだけしか備蓄をしていませんよということを町民に知ってもらう意味で、町民と情報共有をしてはどうかという考えを持っております。町としては、各家庭で備蓄をしているということが前提ですので、町と

してこれだけしか備蓄をしていませんという発信とともに、実際の備蓄が、どこに、どれだけあるのかということについて、町民と情報共有をしてはどうかというのが私の考えになります。

この点について、再度、総務課長にお尋ねしたいと思いますが、今、お伝えしたとおり、私の考えとしましては、全ての町民と共有をすればどうかと思いますが、この点についての総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

町民の皆さんに、広く、この備蓄品について広報することにつきましては、今の時点では、私自身、まだ慎重になるべきかなというふうには考えておりますけれども、それこそ公民館長さんに、今、私たちが備蓄しているアルファ米自体を食べていただくということで、3月21日に館長さんにお配りしようというふうに、準備をしているところです。このアルファ米自体がどういうものであるかというのを知っていただければ、町の備蓄がどういうものか、どういう考えかというのが分かっていたらいいかと思っております。その後、町民の皆さんに広く周知したほうがよいようであれば、またそれについては検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 現状は本当に公民館長にも共有されていないというのが現状だと思うので、まず公民館長さんから始めて、その後、町民に向けての情報共有も検討いただければというふうに思います。

次に、流通備蓄について再質問したいと思います。答弁で、結構具体的な答弁もいただきまして、先月、2月から町内の大型店舗5社と協議中ということでした。このことでお伺いしたいんですけども、物資の配送ということも答弁の中で言われていました。この物資の配送ということは、災害が発生したときに、業者の方が実際にその備蓄を運ぶということまでをしてくれるということになるのかどうか、総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

現在、5店舗と協議を進めておりますけれども、そのうちの3店舗については配送まで可能だということは言っておりますので、ぜひそこについては協定の中に盛り込みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 非常にいい内容だなと思っておりますので、ぜひ早急に、実際の協定

の締結まで持って行っていただきたいというふうに思います。

次に、通信の孤立対策についての再質問をしたいと思います。以前は衛星電話があったそうですが、平成26年で解約しているということで、今、現時点で、高千穂町としては通信の孤立対策の設備がない状態となっています。答弁でもありましたIP無線など、早急に整備をいただければと思います。答弁の中で、デモ使用も予定しているという答弁もあったわけですが、具体的に、いつ頃デモンストレーションをするのですとか、いつ頃、正式に配備をするなど、決まっているところがあれば総務課長にお教えいただきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

今、IP無線を取り扱っている業者さんとお話をさせていただいている途中でありまして、準備ができれば、新年度早々にでもデモができればなというのは考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 今現状、町にそうした通信対策がないわけですので、早急に検討をし、整備・配備するところまで早急にしていただきたいというふうに思います。

次に、町内旅館・ホテルと災害時における宿泊施設の提供に関する協定についての再質問をしたいというふうに思います。現時点ではそうした協定はないということですが、前向きな答弁もいただきまして、こちらについても早急に協定の締結を実現していただきたいというふうに思います。

災害の影響、実に様々考えられますが、やはり観光への影響も大きいかと思います。能登半島地震では、大きな被害がなかった宿泊施設においても、地震直後にはキャンセルが相次いだということもあったようです。大規模な災害が発生し、宿泊のキャンセルが相次ぐような際でも、そうした協定があり、避難される方が宿泊施設に入られれば、宿泊施設としてもメリットがあるというふうに考えています。こちらについては、まだこれから協議するということになるでしょうから、まず町長にお尋ねしたいと思いますが、旅館・ホテルとの協定締結に向けた協議を確実に進めていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

以前より、災害時といいますか、災害時も含めてですけれども、大雨等、家にいるのも怖いといったようなお話もあるのを、私も直接お聞きをしております。そういった中で、旅館・ホテル等とのそういった避難所としての連携、施設を提供していただく。また、具体的な内容については、費用負担をどうするかというようなところも出てこようかと思いますが、旅館業組合

のほうに対し、そういった協議を確実に前に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ協議を進めていただきたいというふうに思います。

次に、避難所における寒さ対策についての再質問をしたいと思っております。答弁で、主要な6か所の指定避難所のうち、冷暖房室があるところですか、エアコンがあるところもあるというところでしたが、やはり一番懸念するのは、大規模災害で停電となった場合です。停電となった場合は、そうした冷暖房やエアコンがあっても使えないということになるわけですので、そうした場合も想定して、寒さ対策をする必要があると思っております。現状、最初の質問でお伝えしたとおり、ストーブも4個しかないということですが、やはり寒さ対策という観点から、より充実させる必要があると思っております。この点について町長にお尋ねしたいと思っております。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

冷暖房が完備されているところについても、確かに停電になればそれは使えないということになります。総務課に確認を取ったところ、古いストーブはあるというふうに聞いておりますので、それを活用することになるかと思っております。また、リースといったところもありますけれども、そういった事業者が災害時に迅速に動けるかというところの課題もありますけれども、借りてくるといった形での対応をするしかないかなと、今のところは考えているところで。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） やはり主要な避難所が6か所あって、ストーブが4個しかないというのは、非常に心細いので、ぜひそうした寒さ対策の充実についても検討いただきたいというふうに思います。

次に、町内小中学校における防災についての再質問をしたいと思っております。答弁で、現時点で災害発生時のマニュアルですか、避難訓練に、もう既に取り組んでいるということで、こちらについては引き続きの取組をお願いしたいというふうに思います。そして、児童生徒用の非常持ち出し袋については、まだ町内の小中学校で備えているところはないという答弁でした。ぜひ、今後、非常持ち出し袋について協議をしていただきたいというふうに思います。

特に、高千穂中学校については、その必要性が高いと考えています。御承知のとおり、町内小中学校は指定避難所になっているところが多いですが、高千穂中学校については、急傾斜地警戒区域となっており、指定避難所にはなっておりません。そのため、もし生徒が学校にいる際に大規模災害が発生し、また、その生徒の自宅が被災した場合、学校から直接避難所に行くというこ

とになりますが、そうした際に、全く手ぶらで行くという場合と、非常持ち出し袋に、例えば最低限の水と食料があるというのとでは全く変わってくるというふうに思います。ですので、非常持ち出し袋について、理想は全ての小中学校でというのが理想ですけれども、特に高千穂中学校については、その必要性が高いと考えています。

教育長にお尋ねしたいと思いますが、その非常持ち出し袋についての教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の御質問にお答えします。

今回、御質問を受けまして、子供の持ち出し袋という認識がなかったなということで、非常に反省をしております。学校自体は、学校の重要書類とか、そういったものを持ち出す準備はしているんですが、子供個々に持ち出し袋を準備するという認識がございましたので、またこれから研究するということになるとは思いますが、保管場所とか、教室が狭もうございますので、そういったものをすぐ取れる場所となると教室しかないんですが、そういった物理的な面も考えながら、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 次に、学校給食についての再質問をしたいと思います。現在、食料の備蓄をしている学校もあれば、していないという答弁でした。給食の備蓄についても、ぜひ全ての小中学校で備えていただきたいというふうに思います。

私事ですけれども、私の子供が通っている保育園では、たまに給食に備蓄のカレーとかが出てくるということがあるようです。そういったように、日常の中でそうした備蓄を活用するというのもいいのかなと思っています。

再度、教育長にお尋ねしますが、給食の備蓄についての教育長のお考えをお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 板倉議員の御質問にお答えします。

この備蓄については、統一したものは確かに町内小中学校を指定しているわけではございません。学校の判断によってということで。一つの例を申し上げますと、熊本地震の折、私、高千穂中の校長でございましたが、地震は土曜日でしたので、子供はおりませんでした。ただ、2日後の月曜日、給食がひょっとしたら作れないかもしれないと。町の水道課のほうから濁りが出てくると。結果的には、ぎりぎり調理の時間まで水が濁ることはございましたが、これはやはり大変なことになるということで、すぐハイゼックスシートを日赤のほうにお願いして、1食分、無洗米と水と、ハイゼックスシート300枚、すぐ手に入れて、取りあえずは1食、牛乳はもう

前日に届いておりますので、取りあえず1食確保するというような、そういう実体験をしております。

先ほどお話があったように、県内を見ても、備蓄用の期限切れが迫ったものを、実際、給食で試食をするという事例もございますし、町内でもそういうことをやったという学校は既にありますので、そういったことも含めて啓発をしていくということ。ただ、継続的な給食の提供というところにつきましては、まずは子供を親元に帰すというところに集中しておりますので、2日、3日と給食を提供するということは、少しまた協議が必要なのかなとは思っておりますが、取りあえず1食分、もしくは学校に留まらざるを得なくなった状態で、もう1食分、これは最低限準備させていこうというふうに思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉議員、時間ですのでまとめてください。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 行政の最大の使命は、住民の生命と財産を守ることだとよく言われます。宮崎県における南海トラフの被害想定は、平成25年時点では最大で死者が約3万5,000人という想定でした。しかし、減災に向けたソフト、ハードの施策を進めてきたことで、令和元年における被害想定では、死者の想定が1万5,000人まで減らすことができている。もちろんこれはあくまで想定の上での数字ですけれども、災害に備えることで被害を減らすことができるということを示していると思います。町としても、引き続き災害の備えを充実させ、町民の生命、財産を守ることに全力を挙げていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

午後4時02分散会
